

第七十五回 参議院農林水産委員会會議録第六号

昭和五十年三月十八日(火曜日)

午後一時七分開会

委員の異動

三月五日

辞任

竹内 藤男君

補欠選任

岩上 妙子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

佐藤 隆君

小林 国司君

高橋雄之助君

神沢 淨君

原田 立君

青井 政美君

岩上 妙子君

大島 友治君

園田 清充君

温水 三郎君

初村滝一郎君

平泉 涉君

山内 一郎君

工藤 良平君

栗原 俊夫君

志苦 裕君

相沢 武彦君

塚田 大願君

向井 長年君

國務大臣

農林大臣

安倍晋太郎君

政府委員

農林政務次官

柴立 芳文君

農林大臣官房予

算課長

渡邊 文雄君

農林省農林經濟局長

農林省畜産局長

農林省食品流通局長

農林水産技術會議事務局局長

食糧庁長官

事務局側

常任委員会専門員

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

農林省畜産局衛生課長

○政府委員(澤邊守君) 豚の水胞病は昭和四十八年の十一月から十二月にかけて神奈川県、それから茨城県、それから愛知県の三県下に発生を見まして、相当数、五百八十頭の発生を見たわけでございますが、初期の段階におきまして徹底した防疫措置を講じましたので、その結果その後発生を見ておられないわけでございますが、いまお尋ねの感染経路につきましては、それぞれの地域の家畜保健衛生所を初めといたしまして家畜衛生試験場なり動物検疫所等、関係機関において豚の飼養状況あるいは導入状況、発生状況、それからえさの入手先、家畜商の出入りとかいうような点から疫学調査を行って感染経路の追及をしたのでございまして、その結果、茨城県、愛知県の発生は神奈川県から豚の導入だとか、人の交流がございまして、それに伴って入ったものと思われま

すけれども、神奈川県への侵入の経路につきましては遺憾ながら明らかになることができませんで

した。以上でございます。

○志吉裕君 どこから入ってきたのかわからぬといふことなんですが、これは何か記録によりまして、諸外国でもいろいろと発生しておるようですが、ちょうど一年前にイギリスで初めて水胞病として確認をされた。日本では、これは初めて出ておるものですが、諸外国との関係でい

ますと、何かその辺の、あの辺で見当のつくようなものございせんか、輸入。

○政府委員(澤邊守君) 世界における豚水胞病の発生状況について御説明申し上げますと、これは一九六六年イタリアで初めてその発生が確認されたものでございました。それ以来、七一年には香港、次いでヨーロッパ各地、オーストラリア、ポ

ーランド、英国、フランス、西ドイツ及びスイスなどでその発生が報告されております。特に英国では被害が大きくて、一九七二年に初めて発生して

以来、七四年の十月までに二百八十一件十六万七

千七十頭の豚が殺処分されたというように聞いて

おります。ポーランドでは一九七二年各地に発生が見られたとの報告があり、オーストラリア、イ

ギリスにおける本病の発生はポーランドから入ったのではないかとこのうに考えられてお

りまして、発生各国でもいろいろの厳重な規制措置を講じてお

りまして、わが国の場合、先ほど申し上げま

すが、輸入豚から入ったのではないかと。あるいは輸入した豚と言

いますか、その他物品、人の交流に伴って入ってきたのではないかと推定はさ

れておりますけれども、それも追及してみたいわけ

でございますが、明確にとらえることができな

かったといふことで、残念ながら不明であるとい

うふうにお答えしたわけでございます。

○志吉裕君 そうするとあれですか、今後の発生予想と言

いますか、そういうものはどのような検討をつけてお

られますか。

○政府委員(澤邊守君) 今後の発生の可能性でござ

いまして、最近のように諸外国における発生が相次いで

おりますこと、それから最近におきます家畜の輸入

状況あるいは人の交流という点を考えますと、今後

もわが国に入ってくるという、もちろん厳重な輸

入検疫措置を行うという点も、入る可能性を全く

否定することはできない。万全を期するつもりで

おりますけれども、その再発生の危険が全くなく

はないといふことではござい

ませんので、今回、家畜伝染病予防法の改正によ

りまして、家畜伝染病に蔓延防止措置について万

全を期したい、こういう考えをお願いをしてお

るわけでございます。

○志吉裕君 そうするとあれですか、今後の発生

の可能性があるとすれば、やっぱり外国から入っ

てくるという可能性、この間発生したものが日本

のどこかにまだ生き残っていて、それが息を吹き

返してくるというふうな可能性もあるわけですから。

○政府委員(澤邊守君) 発生後、わが国におきまして浸潤調査という、残っていないかどうかという調査を二回にわたって行ったわけですが、そのときには残っていないというところは一応調査の結果は出ておるわけでございます。したがって、今後、再発生するとすれば海外からの侵入というのが一番大きいのではないかとこのように見ております。

○志吉裕君 それから、この四十八年の秋の発生、五百八十頭というふうな記録されておるようですが、これはあれですか、五百八十頭のうち具体的には、たとえば殺処分とかそういうものが行われたのは何頭とか、具体的な対策をちよつとお示し願えますか。

○政府委員(澤邊守君) 殺処分は五百八十頭全頭について行っております。

○志吉裕君 この五百八十頭というのは全頭ですから、この場合の処置としては、救済措置と申しますか、手当金その他の救済措置はこの本条に基づいてそれぞれ行われたわけですか、法に基づいて。あるいはこの中身を見ると、まだ伝染病じゃありませんから政令じゃなく、何条ですか、六十二条ですかね、六十二条の準用を行ったようなことにも受け取れますが、これらの救済措置はどのようにとられましたか。

○政府委員(澤邊守君) 法律六十二条を適用いたしまして本法の準用をしたわけでございますので、それに基づきまして各種の措置をとったわけでございます。たとえて申し上げますれば、殺処分にするということと死体の焼却、埋却あるいは移動制限あるいは消毒というような具体的な措置をとって、それ以上蔓延するのを防止する措置をとったわけでございます。その際、殺処分をいたしましたものについては手当金を法律に基づいて交付をいたしております。

○志吉裕君 この問題は後でちよつと、さらにこの法に基づく態勢が具体的にどうかを後ほ

どお尋ねをいたしますが、その前に、私は、もう一つ通告しておきましたが、去年四十九年の夏ころから私の選挙区であります佐渡郡を初めとして、新潟県の相当広範な部分に発生をいたしました牛の異常産についてこの際お伺いをしておきたいわけでありませう。

これはすでに御存じだと思うのでありますが、ことしの一段階で二百頭を超えておるわけでありまして、さらにことも出るのじやないかと言われてもおりますけれども、この牛の異常産について発生状況と、皆さんの方で考える特徴的な所見、こういうものについてまず概括的にお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 牛の異常産は、昭和四十七年の夏以降、九州、四国、中国及び南関東の地域に発生のおつたものでありまして、四十八年の一月をピークとして六月には一応終結状態になつたわけでございます。この間三万一千七百八十二頭に発生を見ておるといふふうに把握をいたしております。それが第一回の発生でありまして、次いでその後、岡山県を中心として広島、島根、鳥取、香川、愛媛及び兵庫県の限られた地域で四十九年の二月から三月をピークとする第二回目の発生が認められました。このときには合計七千二百五十三頭の発生を見たという報告を得ております。次いで、たゞいま御指摘ございましたように、

これまで発生の見られなかつた新潟、秋田、山形各県でも四十八年の九月の下旬以降少数ながら発生が見られているわけでございます。たゞいま御指摘のように、二百頭を超える頭数まで最近の発生を見ておるわけでございます。

本症の原因につきましては、家畜衛生試験場を初め、県の家畜保健衛生所、民間試験研究機関の懸命な検査が続けられました結果、吸血昆虫の媒介するウイルスの一つであるアカバネウイルスと云うのが最も強く疑われるに至っております。大体それが原因であろうというふうにいわれておるわけでございます。

さらに四十九年の七月から、発生の子想される

二十県を選びまして、北海道からおとりの牛を、全然ウイルスに浸されておらないおとり牛を入れてまして試験を行つていたところ、九月に入り岡山県下のおとり牛の血清に、アカバネウイルスに対する抗体が証明され、その牛の血液及び胎児からウイルスが分離されました。また十一月には新潟県の流産胎児から同じウイルスが分離されまして原因の推定が裏づけられたわけでございます。それを確定するために、さらにそのウイルスによります異常産の再現試験を現在やっておりますが、いままでのところ、まだ再現をしたというところまではいっておりません。

農林省といたしましては、このウイルスの性状を確認いたしますとともに、それと並行いたしまして予防対策の早期確立のために、ワクチンの開発について現在、試験場等で研究を進めておるところでございます。

○志吉裕君 そうすると、第一次に三万一千頭ばかり、第二次に七千頭。いままで私らの承知してるところでは、大体これ西日本に出てくるんだと言われておつたのが、いつのまにか、だんだんこれ東の方にも移ってきておるわけでありませう。昨年からのことしにかけて出ているこの新潟県下のは、いままでのこういう傾向から言つて、まだことしも発生をする可能性をもつていますか。

○政府委員(澤邊守君) 発生をしないとは言ひ切れませんが、発生の可能性はもつております。

○志吉裕君 それで、これは伝染性疫病として扱つておるわけですか。

○政府委員(澤邊守君) 伝染病としては扱つておりませんが、一般の伝染性疫病としては扱つておるわけでございます。

○志吉裕君 そうしますと、実はいまお話がありましたように、大体アカバネウイルスであろうというところのほば目星がついて、その再現試験等をやつておるし、あるいはワクチンの製造等にも研究を始めておられるようであります。で、現実にはこれも経路はよくわからないようであります

が、数万頭、今後またはつきりと防止策がとられていくわけじゃありませんから、ほとんど広がつていくという可能性をもつておるわけでありませう。これは一般の伝染性疫病として扱つておるといふことでありますが、それはたとへば六十二条を適用して、本法の伝染性、伝染病のそれぞれの条項を適用するという意味での伝染性疫病として扱つておるわけでありませう。

○政府委員(澤邊守君) 家畜伝染病予防法におきましては、伝染性疫病、これは一番広い概念でございますので、伝染病も入りますけれども、さらに、伝染病以外の一般の伝染性疫病も全部含めたものに對しましては、第二章の予防措置がとれるわけでございます。伝染病に指定されますと、現在二十四種指定しておるわけでございますが、これは予防措置のほかに蔓延防止措置を取り得るといふことに、簡潔に申し上げればなるわけでございます。

そこで、牛の異常産は、いま申しましたように、吸血昆虫が媒介するアカバネウイルスによる疑いがきわめて濃厚であるという現段階での見方になつておるわけでございますが、この病気をなぜ伝染病として蔓延防止措置まで取り得る対象に、取り扱ひにしないかという点につきましては、この病気は、外見上は何ら異常のない母牛が突然流産したり、早産したり、あるいは死産をしたり、あるいは異常な奇形の子牛が産まれてくるというものでございますが、おそらく感染後、相当期間を経てから、このような死、流、早産あるいは奇形の子供が産まれてくるというような状態を発生するものと考へられておるわけでございます。したがって、通常家畜伝染病予防法ということにして、蔓延防止措置として殺処分とか、あるいは移動規制等を母牛に及ぼしても、その時点で母牛から病原体が外に出てしまつておるといふふうに考へられますので、その段階でそういう死産とか、早産が出たところで、あるいは奇形児が産まれたところで措置をとつてみましても、防疫の効果が期待できない。したがって、家畜伝染病

に指定して蔓延防止措置をとるといふことは、どうも適当でないという判断に立って、現在のところ家畜伝染病として指定をしておらないわけでございます。しかし、今後本病の診断法の確定及び予防液が開発された段階では、本病の発生予防のための第二章による発生予防のための検査とか予防注射については、現行予防法に基づいて実施できることになりまして、予防対策の強化にはつとめてまいりたい、こういうことでございませぬ。

簡単に申し上げまして、実際に症状が発現したときには、もうすでに母牛の中には病原体はいないといふことで、いろいろな蔓延防止措置をとって見ても効果がないうことから、家畜伝染病予防法の家畜伝染病として指定をしておらない。予防措置は現行法についてとれるわけでございませぬ。

○志吉裕君 ちよつこの点あまりよくわからないのですがね。いろんな話がありますが、言うならば、わかつたときにはもう処置なしだ、一言で言えばね。わかつたときには処置なしという状態になっておるので、いまの段階では、事前に手だてを講ずるといふ方法もないので、入れてみてもしようがないじゃないかという論理なんですか、もう一度その辺。

○政府委員(澤邊守君) 大体そういうことでございませぬ。母牛自体は早産、死産あるいは流産を起すこと、あるいは子牛が奇形で産まれてくるということ、あるいは子牛が、そのウイルスが、そのウイルスは体内から外に出てしまつておるといふことでございませぬ。そういう移動を禁止するとか、いろいろな蔓延防止措置をとりましても、すでに効果がないうことでございませぬ。予防措置として何らかの対策があれば、現行の予防法の第二章の適用をして、検査なり予防注射等について実施できるわけでございますので、そのような予防対策の強化に今後つとめてまいりたいといふことでございませぬ。

○志吉裕君 そうすると、先ほどアカバネウイルスが原因だろつというので、抗体を引つ張り出してワクチンをつくるというふうな作業をしておるといふが、これは断定されたかどうかわかりませぬけれども、いまのところはとにかく、まだ予防措置は見つかつていないわけですね。しかし、現実に病気が、こつやつてあるときには数万頭、あるときには数百万頭という形で発生をして、後ほど申し上げますが、確かに牛は死なないにしても、ずいぶん大きな打撃を受けているわけですね。明らかにたとへば、食ひ物が悪かつたとか何とかがいふものではなくて、伝染性の疾病であることにもうこれ間違ひがない。

そこで処置がないからといふので、もちろん伝染病にももちろん指定をしない、あるいは六十二条でいう伝染病以外の疾病としての必要な処置もとれないといふのでは、それこそほつたらかしのいふことになるわけじゃないですか。これは大臣にもこの経過ちよつと聞いておつてほしいのであります。後ほど大臣にもお伺ひしますが、いまの局長の答弁ですと、予防措置などが確立してくれば、六十二条で準備をする伝染性のあるいは伝染病そのもの、どちらかに入れて必要な措置を講ずるといふ意味なんですか、そのところは、もう一度その点。

○政府委員(澤邊守君) 私のお答へが不十分かと思ひますけれども、症状が出ました場合にはすでに病原体は母牛の体内から出てしまつておるといふことで、いろいろな蔓延防止措置を講じて、すでにその意味では手おくれだといふことでございませぬ。したがつて、予防措置といつたしましては、特に法律改正をしなくても伝染性のあるいは、すべて予防措置をとれることになつておる。ただ、現在、有効な予防対策がまだ確立しておりませぬので、ワクチンの開発等について早期に詰めて、予防措置が、ワクチンが開発されれば、予防注射をやることによりまして予防できることになれば、第二章を適用いたしまして、改正しなくても、伝染性のあるいは

べて適用されますので、それに基づきまして予防措置を講じてまいりたいといふことで、現在ワクチンの開発を鋭意急いでおるところでございませぬ。

○志吉裕君 いまの答弁で、予防措置等が確立すれば、この法律の第二章関係の適用をして、たとへばいろいろな措置をとる、それに伴う経費の負担をする等のいろいろな措置を講ずるが、いまのところは、その予防措置そのものが確立をされておらない。これは言つて見りゃあ、まあどうしようもないといふことになるわけですが、現実はどうですか。この佐渡を初めとして、各地でこの種のえたいの知れぬものが出て、それにずいぶん自治体もいろんな手だてを講じたり、あるいは農家もそれなりの被害を受けたらつていふことは現実に起きておるわけですね。これらについて私の承知しておるところでは、たとえば佐渡の家畜保健衛生所なんかは、これにもうかかり切りで、ずいぶんとんでこ舞いをしていましたよ。現実には、そういうことが行われて四苦八苦しつておるわけですが、他の伝染性のあるいは伝染病を扱つておるわけ、何か特別の手だてのようなもの、農林省としては講じられたんですか。

○政府委員(澤邊守君) 現在、牛の血液をとりまして、そのアカバネウイルスが含まれているかどうかといふような調査といふことが、検査はいたしておる。しかし、直接的な予防対策といふよりは、そういう確認的なことをやつておるわけでございます。それから、さらに、とにかく被害が出ておるわけでございますので、これに対しまして措置をいたしまして、現在やつておるものは、異常産の見られた母牛の母体には何ら異常が認められないわけでございます。死産なり早産、流産、あるいは異常小牛が生まれたからといつて、引き続き、さらに、次のときには妊娠率が落ちるとか、あるいは種つけができないとか、あるいはまた再び異常な奇形小牛が生まれるとかいふようなこととはございませぬので、そのような異常産のあつ

た母牛の売り急ぎをしないように指導をいたしますとともに、次の種つけをなるべく早くやることによりまして、なるべく損をしないといふような指導をしております。

また、被害農家の既貸付金、借入金ですが、借入金につきまして、償還の、そういう事故によりまして損害が出ておるから、償還の猶予等につきまして、関係の金融機関に協力をしてもらつておる。農林省から要請をいたしておる。

さらに、被害農家の生産意欲の向上を図るために、無償配布を行うことによりまして、なるべく早く種つけをして、また子供をとるところでありますが、今後とも発生した地域に対しまして、発生した農家に対しましては、適切な措置を講じてまいりたいと思つております。

○志吉裕君 もう一度お伺ひしますが、伝染病予防法といふのは、家畜の伝染性のあるいは伝染性のあるいは蔓延を防止する法律です。現に牛の異常産といふ伝染性のあるいは蔓延を防止する法律です。これに、何らかの法律は有効な対応をすることができないわけですか。いまのところは、現実に起きておる伝染性のあるいは蔓延、そのための法律は何ら機能できませんか。

○政府委員(澤邊守君) 有効な予防措置ができません。先ほど来お答へいたしておる。すなわち、たとえばワクチンが開発されることになれば、ワクチンの予防注射を事前にやることによつて予防措置が講じられるわけでございませぬ。現在のところ、まだ開発されておらない。で、有効な予防措置も決り手になるものはない。さらに、発生してからの蔓延防止につきましても、実際に死産等が出たときには、すでに病原体が母牛の体内から出てしまつておつて、母牛自体は何らその後は支障がないといふようなことではございませぬ。蔓延防止措置、現在法律の第三章で決められておるいろいろな措置をやりましても、有効な防疫手段にならないといふことのため

に、残念ながら、御指摘のような有効な対策がないというところで、現在予防対策、予防措置、有効な予防措置を開発するように、試験研究機関あるいは関係の学界的協力も得て検討を進めているところでございます。

○志吉裕君 じゃあ、その有効な予防措置というのは、この間、事前にちよっとヒヤリングのときにも、ぼくはちよっと聞いたんですが、いやあ、そのうちにワクチンでできますわ、なんというようなお話でしたがね。いま有効な予防措置というのは、皆さんの技術陣、スタッフを総動員して、いつごろまでに確立されますか、何年後と約束できますか。

○政府委員(澤邊守君) 家畜衛生試験所等の専門家の話を聞きますと、今後まあ二カ年間ぐらいはかかるのではないかとというような見解を示しております。

○志吉裕君 技術屋さんの話を仮に信用しましう、二カ年間、この二カ年間にお蔓延するかも知れない、出ないかも知れませんがね。しかし、いずれにしても、蔓延の可能性、発生、さらには蔓延の可能性を持つわけですが、それに対しては有効な手段は、率直に言うならば、いまのところお手上げたということになるわけで、いまのお話ですと、牛に症状があらわれたときに、その牛をとつかまえると、もはや病源体はどっかに引っついていないという仕掛けになっておるようでありまして、被害が出たら犯人はいないというお話のようですが、そうすると、媒体は何ですか、媒体がなければ逃げていかないでしよう。

○政府委員(澤邊守君) 蚊の一種で、それが媒介をして、ウイルスに感染をするというふうに見られております。ただ、その蚊がどういう蚊であるかということについては、まだはつきりしておりません。

○志吉裕君 蚊の一種、その蚊もわからぬと言うのですから——でも、蚊というのは大体夏出ますよね、しかし、これはあれを見ていると、たとえば早産牛なんかの場合には、四十八年の十二

月から四十九年の一月ごろ種つけをされたものが発生をしておるようですよ。最初のうちは、大体妊娠をして一ないし三、四カ月ごろに、何か蚊にでも食われたのがなるんじゃないかと言われておったようでありまして、発生を時期を見ますと、大体夏から冬まで出ておるということになります。蚊に限定しておいていいんですか、見たことない蚊だから、一年じゅう生きておる蚊かもしれないが、それあたりどうなんですか。

○政府委員(澤邊守君) 現在、蚊の一種と申しましたけれども、又蚊蚊という非常に細かい蚊ではないかというふうな言われております。

○志吉裕君 蚊ではないか、という蚊じゃ(笑声) まあこれはあれです。そこで、あなたのお話で、いささか処置のない、技術的に解明できない点は、これはここでやりとりしてもしょうがありませんが、ただ、この伝染病予防法が有効に作用をできないままに、現実には病気が起きて、それによって何かの被害が起る、そのことを大臣ちよっと今度あなたにお伺いしておきたいわけですが、これは確かに親牛がそれで死んでおる被害を受けるというものはありませぬけれども、しかし、つくるべき、生まれるべき子供が生まれない、とるべき乳がとれない、こういうことからくる被害、たとえば早産牛なんかの場合でも、早産牛なんかの場合、乳は出るには出るけれども、二、三割の減取にもなりますからね。それから、流産なんかの場合には、三、四カ月か五カ月で流産しちゃうわけですから、それからまた、二カ月くらい置いて種つけするということになりますという、半年以上いけば牛にただ飯食わせるという形にもなるわけですよ。当てにした子供もとれない、こういう意味での被害が、現実にはそこに伝染病があつて、伝染病法が機能できないままに被害が、と言いま

すか、損害が起きてくるという現実はどう否定できません。親牛なんかの場合ですと、死んだとか、けがしたとかという場合に、それなりの救済措置が家畜共済なんかにもあるのでありますが、どう

もこういう、とれるべきお乳がとれないとか、生まれるべき子供が生まれないとか、生まれたけれどもかたわで使えない物にならないとか、こういうものについては何らの救済措置がない。このところに、いま非常に問題点があるわけですよ。これに私は、やはり何らかの救済措置をとるべきじゃないか、こう思うのですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 私もこの異常産の話をお聞きして、まことに世の中に不思議なことがあるものだと思つたわけですが、異常産をしたときには、すでに病原菌が、その親牛からいないというところでございますので、殺処分をする、あるいは手当を出すというふうな、本法に基づく措置をとるといふわけにもいかない。そこで、予防措置としては、本法によって予防措置ができるので、ワクチン等の研究をしているということでございます。が、しかし、本法に指定する、伝染病として指定をするということは困難であるということなんでございまして、確かにいま御指摘がございましたように、そういうことによりましてやはり農家の経営に影響があることはこれはもう事実でございます。ですから、したがって、この点については、やはり行政上の配慮というものを加える必要があるのではないかと。こういうふうな思つておるわけですが、先ほど畜産局長も答弁をいたしましたけれども、これに対しても、具体的に措置はいたしておるといふふうな話でございますが、融資であるとかあるというふうな話でございますが、そういう面については、私も、畜産農家の経営の安定といった面から配慮をする必要があるのではないかと、こういうふうにも思つておるわけでございます。

○志吉裕君 ですから、そういう被害農家の既往の貸付金の償還の猶予であるとか、あるいは延長であるとか、そういう措置については、百とろべつておるうちに、たとえば農作物などは、百とろふと思つたけれども、五十しかとれなかつたというふうな場合は、いろいろとめんどうを見る仕掛

けになっていきます。ところが、事、家畜については、とれるべきものがとれない場合に、何もめんどうを見ないというところに、畜産にすいぶん力を入れていながら、すいぶん手抜かりもあるものだな、というふうな思つたわけですよ。でありますから、この問題は、しかも異常産だけでもいまままで、現にもうすでに四万頭近く出ているわけですよ。これはまさしくお乳がとれなかつたから、子供がとれなかつたから、あるいは牛にただ飯食わしたから、というようなことで損害があるわけですよ。このことのために、やめたなんという人もいるわけですよ。でありますから、この機会に、この種のものについてのやはり救済措置というものが、もう少し具体的に講ずるべきじゃないか。何か聞くとところによると、たとえば子牛の場合ですと、これなんかは約四分の三というのは生まれてくるには生まれてくるのですよ、しかし、それがまさに奇形であつたり、死んでおつたりするわけですよ。流産というのは大体四分の一から三割くらいのもので、こういうものについては、いまの家畜共済に該当がないのですが、何か、これは四十一年ごろまでは、家畜生産共済といううなもの、養畜といわれるものの救済規定があつたのです。しかし、余り事例も少ないし、掛金ばかり掛けておつて、割りに合わないというので、これはやめちやつたといういきさつもあるようであります。で、たとえばそういうものの復活もあわせて、いま私が述べておるような事例については、畜産農家の救済措置というふうなものが確立をされてしかるべきじゃないか、こう思うのです。いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いま志吉さんのお話でございまして、十年前まではこの種の救済のための共済制度というのがあつたように聞いておるわけでございます。が、しかし、掛金も集まらない制度を維持することが困難であるというふうなことで、廃止になつて、まあ今日に至つて、先ほど局長が申し上げましたような融資の措

置であるとか、その他の行政上の配慮を加えてきておられるわけですが、これは、こうした異常産で被害を受けられる農家の方々がどういふふうに対応していただくか、十年前にあつたわけでごさいますから、そうした農家の方々のまたお考えによつては、こういう問題等もさらに研究をすすめていくことも必要であるかと思つておられます。十年前にせつかく制度ができておつたのが、なくなつたということをごさいますので、われわれとしても、これを復活させるかどうかに對しては、果たしてこれが維持できるかどうか、復活した暁において、制度が維持できるかどうかということについても、同じことを一度と繰り返さしやいかぬわけでごさいますから、これは一回そうした異常産のある農家の方々等の御意見等もひとつ聞いてみたらどうだろうか。その上に立つて、もう一度やるというふうなことを、御意見が強ければ、これはもう十分検討の余地がある、こういうふうな思つておられます。

○志吉裕君 大臣、あなたは、一般論で受けとめると少し認識が欠けているのです。その牛を飼う農家が怠けておつて満足にえさをくれなかつたか、どこか、がけから落ちてしまつたとか、そういういわば農家の過失とか、そういうものによる損害を私は言つてゐるのじやないわけですか。伝染性疫病という、皆さん方も一緒になつても敵が見つからない、そういうもので、ばあつと蔓延されて、ずいぶんたくさんのが被害を受ける。言つておれば、もう個々の農家にしますと、自分の責任とか、自分の勤勉さを越えたとところで被害が降つてくるわけでしょう。でありますから、特別の法律をつくつて予防措置だとか、事があつたときの救済措置というふうなものがあるわけですか。しかし、いまのところは原因もわからぬし治療方法もわからないために、それも手当てができないでいる。科学のおくれから、そういうものには有効に対応できないという現象が起きていますね。そういう特殊な性格を持った農家の、飼育農家の被害というものが現にあるわけですか。まあた

とせば人間で言うなら難病、奇病というふうなものがありまして、何だか原因もわからぬし、有効な手当てもわからぬが、まあひとつめんどうを見ましようや、どういふことを現実にとつていふ見ましよう。人間の方には、私は、たとえばそういう発想で、こういう伝染病なりあるいは伝染性疫病による、そういう被害損失というものは伝染性疫病によるものものを、それこそ農林省が真剣に畜産振興といふものを考へるのであれば、考へてもいいじやないか。異常産を起しそうな農家と相談してみたい。異常産を起しそうな農家と相談してみたい。異常産を起しそうな農家と相談してみたい。異常産を起しそうな農家と相談してみたい。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 共済制度の復活というふうなことにありますれば、掛金という問題が問題十分考へなければならぬわけですが、いまのお話はそういうことではなくて、具体的にそういう原因のはつきりわからない中において被害を受けているその被害に對して、国として何らかの救済を講ずべきである。そういうことなので、現在のところ、国が直接的にこの責任において救済をするというところは、私は、現在の仕組みの上から見てまだ、非常に困難な問題があるんじやないかと思つておられますけれども、しかし、これはやはりまだ原因もはつきりしてないし、ワクチンも發明されてないというふうな状況でございますから、この問題はひとつ研究もしながら融資対策等のそうした措置は、これはやっぱり充実にしていきたい、いくべきじやないか、私はそういうふうな思つておられます。

○志吉裕君 どうも大臣の話もさっぱり煮え切らぬ話で、原因究明みたいな話でありまして、さっぱりあれですが、これはばかりに時間をとつてもおれませぬ。これは大臣ね、伝染性疫病というものの性格、それは個々の農家の努力の外側にある問題だから、これやっぱり何らかの救済措置を講ずる。たとえば伝染病予防法に指定できるような、あるいはそれを準備していくのか、伝染病そのものにするのか、のことは別にしまして、手当てをするのとがわかれば、それをします。まあ、それにします。という返事がありませんから、これはいいんです。しかし、それまでの間、こうやって現実に起きておる被害の救済というものは、大臣の答弁ですと、金融面等での配慮はわかりましたが、もう少し直接的な救済措置というふうなものをこれはひとつ検討してください。このことはひとつ強く要望をしておきます、この際。

○政府委員(澤邊守君) 家畜伝染病予防法によりまして、乳は少なければ出ているわけですね。これは確証がありますか、人体に影響がないという。ないというごさいますので、現在のその乳を飲用等に使うことについては支障がないというふうにごさいます。

○志吉裕君 それを乳専門に、たとえば何かに飲ましてみるか、そういうテストは終わつておるんですか。

○政府委員(澤邊守君) そのような調査は特にやつておりません。

○志吉裕君 これ害がなければ私も幸いと思つておられます。しかし、それはやっぱり安易な扱ひです。これはこれでその牛の乳というものをテストをする、ビールスがある、なしじやなくて、そういうやっぱり非常に慎重な配慮というものを、この機会に、どこかでそういう研究を進めたほうがよろしいんじやないですか。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど申し上げましたように、現在まで牛乳の中にウイルスが入つておるかどうかという検査を何回もやつておられるわけでごさいます。いままでのところ全く入つておらないというごさいますので、特に牛乳についての衛生上の問題はなかつたというふうな判断をしておられるわけでごさいます。

○志吉裕君 それは、ビールスがないことはそれで結構です。その乳を、それだけを、実際に他の動物に飲ませるといふ研究も、安全のために、世は安全時代でありますから安全のためにこれやるように、これはひとつ要求をしておきます。

そこで、先ほどのほうにもう一遍戻りますが、いまの異常産の場合には、仮に伝染病に指定し、法定をしようとして、しまいと有効な手立てがないんで、という話はわかりましたが、一般的に伝染病と伝染性疫病、特定の伝染性疫病のうち、病気を法定をする基準は何ですか。

○政府委員(澤邊守君) 家畜伝染病予防法によりまして家畜の伝染性疫病というのは、病原体によつて家畜から家畜に感染するすべての疫病をいふと、こういうふうにごさいます。その中で、家畜伝染病といふものは、広い意味では伝染性疫病の中にも入るわけでごさいます。その中の特に家畜伝染病として指定しておりますのは、家畜伝染性疫病のうち、法律で特定の畜産に及びます影響が大きいという疾病を特に指定をするものごさいます。指定をされますと、強力な蔓延防止措置がとり得るということになつておられるわけでごさいます。なお、家畜の伝染性疫病につきましては、家畜伝染病を含めましてそのすべてについて検査とか、注射とかという一定の発生予防措置は講ずることができるようになつておられるわけでごさいます。

○志吉裕君 要は被害が余り大きくなりそうなのは法定をするというごさいます。たまたまばさつきのように、打つべき手もわからぬから法定をしないというものは、何か余りはつきりしないようですが、たとえばこういういろいろ記録見ますと、

日本には一度も来ておられない、起きたこともないというものも入っておたり、あるいはちよこちよこ出ておるのだけれども、入っていないとかというふうなのは、一たび来たものすこく広がっちゃう、ものすこい被害が出るという、それがやはり基準になりますか。

○政府委員(澤邊守君) 国内に発生を見なくても、海外から入った場合、激烈な蔓延をするというふうなものは悪性伝染病として公益的見地から重大な支障を生じますので、二十四種類の指定の中に入れておるわけでありませぬ。

○志吉裕君 それから結核とブルセラは、余り大して出ていないので、少し取り扱いを緩めるといふ内容になっていますが、結核はたとえ八十八年のときにはばかに少なかったけれども、四十九年にまたちよつとふえているでしょう、これは差し支えありませんか。一番最初に皆さんからいただいた資料は、結核が一番減った、どんじりみたいな数字でしたけれども、その次にもらった資料は、また結核が上向いたような数字が出ておるじやありませんか。これはもう大丈夫ですと、心配要りませんと、こういうふうに大鼓判を押せるんですか。

○政府委員(澤邊守君) 結核病につきましては四十二年、四十三年、四十四年、四十五年ころは二百十台でございましたが、一番多いときは四十五年の二百七十七頭、四十六年には百三十二頭と、四十七年百六十七頭、四十八年八十一頭ということで、かなり発生数は少なくなっております。

○志吉裕君 それでまた四十九年に百頭超えているでしょう、しかも中間年次で。

○政府委員(澤邊守君) 四十九年は百五頭でございませぬ。したがって、この程度の発生は四十八年よりふえましたけれども、でございますれば、改正によりまして第六条の検査というのに切りかえて十分対応できるというふうな判断しておるわけでございます。

○志吉裕君 この点は慎重に扱ってほしいと思っております。

その次に五十八条の手当金ですが、これはいま政令は二十六万円ですね、牛の場合で、現実の売買取引価格は幾らですか。大体どれくらいのものでございませぬか。

○政府委員(澤邊守君) 通常の取引価格というお尋ねでございますが、四十九年の評価額、実際に評価した価額で見ますと、四十九年は最高が四十万、それから最低が十一万、平均しますと二十六万になっております。

○志吉裕君 その後の方はばかに小さい声になっていませぬ、十一万という牛はあるんですか。私は、その辺、大体どれくらいのものでございませぬと、そんな安い数字じやなくて、大体三十万から三十五万くらいですよ、という話を聞きますが、あなたば、ばかに安いのを買ってくるんですか、一体。

○政府委員(澤邊守君) ただいま申し上げましたのは、現実の評価額を申し上げたわけでございます。たといば乳の出の非常に悪いものとか、いろいろございませぬので、最低が十一万、最高が四十九年度で見まして四十万、平均いたしますと二十六万一千円ということになっております。

○志吉裕君 肉牛で三十三万円ぐらい、乳牛で三十万ちよつと上出たあたり、さらに、今度畜安法に牛肉を加えることを見越して、生産者側がいろいろな値段を出しておるようでありませぬが、それに見込まれておる、そこで想定をしておる値段等を考えますと、いずれにしても、二十六万という手はない。大臣、これは適正な値段に改定されませぬか。

○政府委員(澤邊守君) 殺処分手当金の最高限度を、現在、牛の場合は二十六万というふうな決めておるわけでございますが、これは「標準的な資質を有する家畜の売買取引において通常成立する」と認められる取引価格を下らない範囲内」で定めらるることになっておりまして、現行の最高限度額は、

前回、法改正時に、一般の取引価格を基礎といたしまして、合わせて当時の殺処分、家畜の評価額を勘案して、現実の評価額の大部分がカバーされるというふうな額として家畜ごとに決めておるわけでございます。しかし、最近におきます実際の殺処分した場合の評価額は、鳥とか、綿羊とかいったようなものについては、大部分が現行の最高限度の範囲内に入っておりますし、市況もその範囲内にとどまっておりますけれども、牛、馬、豚については、評価額が最高限度額を超えるものが見られ、また最近の家畜の市況もおっしゃるようには確かに当時と比べてかなり上昇が認められますので、その改定につきまして、今後検討していきたいというふうな考えております。

○志吉裕君 どうもお役人さんが答弁すると、そういう答弁になる。大臣、上げませぬか、上げませぬか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いまの質疑の間にも見られましたが、やっぱり現実には合わななきやなりませぬので、これは十分検討に値する課題だと思っております。

○志吉裕君 その検討は実勢に合わせる。これは四十六年の附帯決議でも強く要望していることでありませぬから、いずれにしろ、現状に合っていないから、この点はひとつ確認をしておきたいと思うわけでありませぬ。

それ、その次は、さてこういうものを進めていく家畜保健衛生所の体制ですが、簡単に答えてもらえばよろしいんであります。家畜保健衛生所法の施行規則第二条の基準というのは大体充足されていませぬか、全保健所について。

○政府委員(澤邊守君) 特に職員の数にございませぬ。これは、獣医師である専任の技術職員が十人、それは各県に一方平均あるわけでございますが、これは各県に一方平均あるわけでございますが、これは十三人以上というふうな定めておるわけでございますが、これは全国平均では満たしておるわけでございますが、県によってかなりのアンバランスがございませぬので、その辺は今後問題としてで

きるだけ基準に到達するように努力をしてみたいと思っております。

○志吉裕君 私は、これは、たとえば私の出身の県の場合などいってきますと、決してどこが怠けておるとかというのじやなくて、現実、もう一時期かね太鼓で探しましても獣医がいませぬで、一割ぐらいの欠員が出た時代もあるわけです、現実にはははは。法律の規定どおりには必ずしも充足をされているということにならない。そういう体制をそのままにしておいて、法律の上だけ家畜保健衛生全般の強化をうたつたところで、これはしりが抜けている。このように思わうわけでして、この辺は、全体数の上でいいますけれども、皆さんからもらいましたこの資料でいみますと、なるほどこの十で割れば一保健所当たりは十人以上になるということになりますけれども、中央保健所等は十名じやないんであります。中央保健所等は相当数の数で構成されるようになっていませぬ。また皆さんの要領も出ているわけでありませぬから、現実にはやっぱり手薄という状況でありませぬから、この辺はよく点検をして指導をしておいてほしいと思っております。

その次は、第七条の「(国からの補助)」、これによりまして「経費の二分の一以内の補助金を交付することができ」と、こういう規定になっておるわけですが、実態はどうなっておりますか。

○政府委員(澤邊守君) 第七条に「毎年予算の範囲内で、都道府県に、創設費及びこれに伴う初年度調弁費並びに職員に要する経費の二分の一以内の補助金を交付する」ということになっております。職員につきましては地方交付税の算定基礎に入っておりますわけでございます。現在やっておりますのは、創設費及びこれに伴う初年度調弁費に對しまして二分の一以内の補助をいたしてございませぬ。

○志吉裕君 そんな答弁じや問題にならぬ。それでは職員の分にはばりませぬ。地方交付税で二分の一見ておるその職員の一入当たり平均賃金は幾らですか。

○政府委員(澤邊守君) 恐縮ですが、いま資料を

手元を持っておりませんので、早急に調べてみて
いと思ひます。

○志吉裕君 私は、以下少し——いまこの問題の
数字が出るのはつきりすると思つてあります
が、少し大臣との機会に——たとえば家畜伝染
病予防法一つをとつてみても、結局のところは、
知事に権限を任せて万全を期してもらつという内
容になり、それに必要な経費等はそれぞれの規定
に基づいて国が持ちましよう。これは家畜保健、
伝染病にかかわらず、農林行政全般に実はこの種
のスタイルというのは非常に多いわけでありま
す。そこで、この問題を一つの足がかりにしま
す。農林行政における地方財政負担というもの
について、ひとつ大臣と直接少しやりとりをしま
うと思つてあります。で、まず、数字は後ほど聞
きますけれども、私は、結論から言つて、第七条
の、二分の一というものになつておらないとい
うことを最初に言つておきまして、ただ、この第七
条には、予算の範囲内で経費の二分の一以内とい
う規定がありますけれども、しかし、普通二分の一
とか三分の一とかという数字を入れる場合には、
は、たてまゝとして二分の一といつて読むのが
至当じやないですか、大臣、どうですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 国の職員につきま
しては、保健所の職員につきましては、予算の範囲
内においてできるということになつておるわけ
でございますが、これは交付税で見えておるという形
を現在のところはとつておるわけでございます
て、まあ農林省全体の法律の中におきまして超過
負担等の問題、いろいろと言われておるわけであ
りますが、超過負担については、これが解消には
農林省としても今日まで努めてきておるところで
もございません。

○志吉裕君 じゃあ、もう少し別の観点で聞きま
しょう。地方財政法の第十八条では、「国の負担金、
補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、
地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行う
ために必要で且つ充分な金額を基礎として、これ
を算定しなければならない。」と、まず、十分な金

額を基礎としてまず算定しなさいよと。そして、
十一條へ来てまして、国と地方公共団体が負担す
べき割合は、法律または政令で割り勘を定める、
こうありますね。十分なものを基礎として国と地
方公共団体が法律で割合をきちつと定める。これが地
方財政法の規定で、これに、そうよけいな注釈は
要らないよになつていきます。ところが、家畜保
健衛生法法のほうへいきますと、割合を定めると
言つておるにもかかわらず、こつちはどう言つて
いるかというところですね、「予算の範囲内で、二分
の一以内の補助金」と、こつちなつておる。こつち
う規定の仕方というのは、地方財政法の十一條で
言つておるころの、割合を政令できめなきやならぬ、
必要な額を基礎にしなきやならないという規定と
はもう法律上ずいぶんばくは矛盾すると思つて
すね、矛盾すると思つて。でありますので、地方財
政法の方から読んでいけば、こつちで言つて、第七
条の「二分の一以内の補助金」という場合には、た
てまゝとして二分の一だといふふうには読むのが
至当だと思つておる。読むのが至当だ。こ
の二分の一を現実に地方公共団体へ家畜保健衛生
所について支出をしておるかどうかが、さつきの数
字出ましたか、まだ数字出ませんか。

○政府委員(澤邊守君) ちよつと数字はいま調べ
さしてありますので、もう少しお待ちくださいな
いと思ひます。

先ほどお答えいたしました点や不明確でござ
いますので、改めてお答えしたいと思ひますが、
第七條によります国からの補助は、予算の範囲内
において創設費とかその他これに伴つて初度調弁費
並びに職員に要する経費の二分の一以内の補助金
を交付することができると、こつちうことになつ
ておりますが、できるということでございますが、
これは何年ですか、ちよつと記憶ございま
せんけれども、補助事業としては、職員補助は現
在はやめまして、全面的に交付税で財政措置をす
るといふように切りかわつておるわけございま
す。したがつて、先ほどお答えいたしましたよう
に、初度調弁費等の人員費以外のものについては

二分の一以内の補助をいたしておりますけれども
も、職員の補助につきましては全く、補助として
は現在行つておらない。ただし規定といたし
ましては、予算の範囲内でできるという規定を残
してありますけれども、現在は地方交付税に切り
かわつておるといふことでございます。

○志吉裕君 ですから、その地方交付税に見込
れておる家畜保健衛生所に関する費用というの
は幾らになつていますかと聞いておるんです。これ
がわからなければ、私、ちよつと大臣ね、いま自
治省、大蔵省あたりが一生懸命になつて地方自治
体の財政が危機だからと、いろいろ気をもんで
やつていますね。私はこれを見て実はひとつ異様
に感ずる点があるわけですね。この伝染病法に限
らず、こつちうな形で法案をつつて、いわゆる仕
事ですね、仕事を地方自治体に行つておるのと
もつたり、命じたりしておるのは、自治省や大
蔵省ではないわけですね。これは筆頭が厚生省
なんです。農林省、建設省、まあこつちうとこ
ろなんです。いま地方自治体、まあ財政キャンペ
ーンというのが行われておつて、自治体というもの
が四苦八苦しておる。時には悪者のように言われ
ておる中で、なぜ一体この農林省なり厚生省なり
建設省が音を出さぬのだからかというのを、私
は実は異様に感じておるわけです。実は、われわ
れがこつちう法律をつくり、こつちう要綱をつく
り、こつちう計画を立てて、自治体に行つておる
仕事をやつてもらつておる。その立場からいへば、
もつとお金も欲しいし、人も欲しいし、こつちう
立場に本来、農林省なり厚生省は立つておるはず
ですよ。まあ、言つたら、仕事を頼むときは、じ
ゃんじやん、じゃんじやん頼んでおいて、命令して
おいて、その仕事の原因で自治体財政硬直という
よつなことで騒ぎになるときは、横を向いて知
らぬ顔しておるといふのが、私はやっぱり今日問
題だと思つておるんですよ。これはやっぱり仕事を現
に進めて、それが国民のためになつておる。住民の
ためになつておるといふ自負がある農林省なら農
林省という、事業を進めておる省が一言あつてし

かるべきだ、こつちうときには。で、そのことを
私、証明をする意味で、これからお若干の資料
の提出も求めたいし、その一例として、この保健
衛生所の費用を聞いておるんですが、わならぬ、一
体どれくらい行つておるもんやら、それが十分
に足りておるもんやら。予算の範囲内つて書いて
いるからそれだといふと、二分の一以下と書
いてあるから、以下なら幾らでもいふらうとい
う考えで、仕事だけを第一に考えておるから今日
のよつな事態が起る。地方財政——地方自治体
の行財政が全うでなければ、どんな法律ができて
も所期の効果を上げることができないわけであ
ります。仕事が進められるかどうかと
いふことまで農林省が考えますと、こつちまで考
慮を及ぼさなきやならぬ、こつちう思つて
大臣、いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 地方財政法の、たと
えばいまお話がございました十一條には、農林関
係法規につきまして、法律並びに政令で規定をし
なければならぬといふところがあるわけございま
すが、それに対して、農林省関係の法律が十分
対応してないといふことは言えるんじゃないか、
だから、その食い違いがあるといふことは、地方
財政法とこの農林関係の法規との食い違いがある
ことには、これは事実でございますし、これ
に対しては、予算委員会におきまして、総理大
臣も早急に改善の方向で努力をするといふことを
答弁をいたしておるわけでございます。で、農林
省関係——そつちう法的に見れば食い違いはあ
るわけでございますが、農林省としては、今日まで、
補助金あるいは超過負担解消等につきましては、
現実的な面においては努力もしておるし、その成
果も上がつておるわけでございますし、まあ今回
は、たとえば農業委員会、あるいはまた農業改良
普及員等の超過負担といつた問題につきま
して、これを解消する、五十年で二分の一、五十
一年度で二分の一と、まあ二年間で解消するとい
ふことで、実際的には努力も、現実的にその解
消もいたしてきておることは御承知のとおりで

ございます。

○志古裕君 私は、いまのお話を聞いておつても、あんまりどうも——地方財政問題というのには、農林大臣も農林省当局も実はあんまり配慮が及んでおられないというところを、しみじみ感ずるんで、私は専門家は、いままでも田舎の議会で取り上げておりましたから、やっぱり事業を担当して、おる所管のところはずいぶん、そういう点については、気楽にやっていると、だ、という気がするもので、一つこの際、たとえはいまの家畜保健衛生所法の第七條と地方財政法の十一條、十八條、それから十條の一、二、三、——二、三、四ですね、こういうものとの間には、ずいぶん矛盾があるようなんです、農林行政全般にわたる、こういう法の規定の上での見直し、整備というものをこの機会に——何でも見直し時代のようでありますから、ひとつ手をつけてほしいと思つておつた。

そこで、四十九年度に行つた超過負担実態調査の資料を皆さんのところで提出できますか。

○政府委員(岡安誠君) 四十九年度の実態調査は、大蔵、自治、農林の三省の共同調査でございますので、ほかの大蔵、自治省とも相談をいたしまして、提出できる段階ならば提出したいと思つておつた。

○志古裕君 委員長、これは、いま三省調査と言つていますから、相談してみたいと思つた、とりあえず、行つたのは農業委員会と農業改善普及事業のようですね。これはやっぱり委員会としても、できれば提出できるように計らってほしいと思つた。

○委員長(佐藤隆君) ただいまの資料要求につきまして、農林省を含めて三省で相談をされた結果を理事会に御報告をいただき、理事会で取り計らいをいたします。

○志古裕君 で、先ほどの資料出ましたか。

○政府委員(澤邊守君) 交付税に算入されております給与は、所長が二百九十四万円、所員が二百

二十四万円になっております。

○志古裕君 手当は幾らですか。——研究費は。○政府委員(澤邊守君) 手当も全部込みでございます。

○志古裕君 手当も込みですか。——交付税の計算の基礎になつて、所長二百九十四万円、所員二百二十四万円、すると、現実の、地方自治体における該当者の賃金は幾らになつておりますか。

○政府委員(澤邊守君) 全国の保健所の職員の実給与額については把握をいたしてございませぬ。

○志古裕君 それがかぬのですよ、それが。実態が幾らであるかわからないで、適正なのは幾らであるかわからないで、一方的に組んでおいて、半分見ているという言いようというのが、積もり積もつて、ずいぶんやっぱり自治体財政に、しわが寄つておるわけだ。自治体財政のしわが、またもとへ戻つて、農林行政そのものがスムーズに進行できないという、そういうものはね返り方をするわけでありませぬから、これはやっぱり地方財政法の十八條を言うような、必要で十分な金額を基礎として算出をするところに戻りませぬと、これは非常にウエートの少ない——家畜保健衛生所については話をしておきたい、家畜保健衛生所について私話をしておきたい、あるいは農業委員であるとか、そういうところへいきますと、ずいぶん施策の上では大きいものになるわけですよ。これは大臣、そちらの方は自治省あたりでしかるべく計算をしてくれるんだから、おれの方は知らぬという考え方は一てきしていただき、どうですか。幾らで働いておるかかわからぬじや困るでしよ。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 今日(の)行政の中では、自治省が交付税等についても算定基準は決めることになつておるわけでございますから、一応農林省としてもその算定基準に基づいて判断をして、おるということでございますけれども、まあ実態は、これは各自自治体によつてもずいぶん違つて思いますが、実態の把握等については、これは農林

省としても、農林行政に直接に關係のあることでございませぬから、やっぱり実態の把握には努める必要があるんじゃないかというふうに思ひます。

○志古裕君 実態の把握をして、交付税を計算するところ、それが反映されなやだめだ。でなければ一貫した国の行政にならなわけです。国と地方との關係が確立をできないわけですよ。この二つの資料が出てまいつたところで、私は農林行政における地方財政負担というものをひとつもう少し根本的に提起をしたいと思います。で、きょうのところは問題提起だけにやめておきますが、皆さんもわからぬようでありませぬが、たとえば獣医師の、家畜保健衛生所に勤める獣医師の研究費というものは、四十九年度の交付税の中では月六千五百円組み込まれておる。六千五百円というのは、——同じ農業改良普及員と獣医師がいます。農業改良普及員は一二%の調整手当がついて、大体まあ十万円とすればそれで一万二千元です。大体まあ三万円ぐらいでしよから、大体倍以上の手当が現実にはついているわけですね。同じ獣医師で、絶えず協調して仕事をしておる農業改良普及員と家畜保健衛生所が隣り合わせである施設だつて、ずいぶんあります。で、ずいぶん差があるわけですね。こういうあたりでも僕は畜産局あたりが第一線のそつう——これが防疫費にもなるわけでありませぬが、そういうものに対するめんどう見が悪い、このように思つておるんですが、これらの均衡ある取り扱いを大臣、ひとつ早急に手がけてください。

○國務大臣(安倍晋太郎君) まあ十分研究してまいります。

○志古裕君 あなたは研究と言つたが、研究機関でも行つた方がよろしいよつでありませぬが、時間も来ましたので、そろそろやめます。

最後に一つだけ、獣医師の教育期間の六年制というものが、大学の六年制というのが、いま問題になつておるが、いろんな意味でそれこそ検討課題だと思ひますが、農林大臣のいまの見解はどうで

す。

○國務大臣(安倍晋太郎君) まあやっぱり私は、獣医師の畜産の振興あるいは家畜衛生、そういう面につきまして占める社会的な役割りというものは、非常に大きいと思ひます。そういう意味において、現在の四年制度を六年制度にする必要があるのではないかと、こういうふうな考へておるわけでありませぬ。そこで文部省ともこの点については十分協議をして、六年制が実現できる方向にひとつ努力をしたいと思ひます。

○志古裕君 いずれ、この点についての意見は後刻述べることにします。

一応時間も来たようですから、私の質問これで終わります。

○神沢浄君 持ち時間がきつめておつたので、したがつて私は、大きく二点ばかり限つてお尋ねをしたいと思います。一つは、その第一点は、まあいろいろ情勢の変化に対応して昭和四十六年に本法の改正が行われまして、参議院における農水の委員会でも附帯決議を行つておるわけなんです。まあ大体私は、最近この附帯決議というのが議決のときのセレモニーみたいなやつになつて、おありまして、そして当局側はその努力をする旨の言明をされておるわけなんです。院の方でもその後の追跡調査みたいなものは、ちよつとやつておるわけなんです。また、当局側でも、済んでしまえばそれほど責任を感じていないよつな感じが、あつておる。ですから、私は、今後は、この問題に限らず、附帯決議というものを少し追つかけて調べてみたいと思つておるんですが、その手始めにこの四十六年の三月本院の農水委員会でもつて行いました附帯決議の内容について、その後の処理状況がどうなつておるかということ、これは本当は責任者のお大臣からお伺ひすべきでしよけれども、そういうふうなことは申しませぬから、どなたでもそれそれ担当の方から項目別に御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 四十六年の三月二十三日参議院の農林水産委員会におきます家畜伝染病予

○國務大臣(安倍晋太郎君) まあ十分研究してまいります。

○志古裕君 あなたは研究と言つたが、研究機関でも行つた方がよろしいよつでありませぬが、時間も来ましたので、そろそろやめます。

最後に一つだけ、獣医師の教育期間の六年制というものが、大学の六年制というのが、いま問題になつておるが、いろんな意味でそれこそ検討課題だと思ひますが、農林大臣のいまの見解はどうで

す。

○國務大臣(安倍晋太郎君) まあやっぱり私は、獣医師の畜産の振興あるいは家畜衛生、そういう面につきまして占める社会的な役割りというものは、非常に大きいと思ひます。そういう意味において、現在の四年制度を六年制度にする必要があるのではないかと、こういうふうな考へておるわけでありませぬ。そこで文部省ともこの点については十分協議をして、六年制が実現できる方向にひとつ努力をしたいと思ひます。

○志古裕君 いずれ、この点についての意見は後刻述べることにします。

一応時間も来たようですから、私の質問これで終わります。

○神沢浄君 持ち時間がきつめておつたので、したがつて私は、大きく二点ばかり限つてお尋ねをしたいと思います。一つは、その第一点は、まあいろいろ情勢の変化に対応して昭和四十六年に本法の改正が行われまして、参議院における農水の委員会でも附帯決議を行つておるわけなんです。まあ大体私は、最近この附帯決議というのが議決のときのセレモニーみたいなやつになつて、おありまして、そして当局側はその努力をする旨の言明をされておるわけなんです。院の方でもその後の追跡調査みたいなものは、ちよつとやつておるわけなんです。また、当局側でも、済んでしまえばそれほど責任を感じていないよつな感じが、あつておる。ですから、私は、今後は、この問題に限らず、附帯決議というものを少し追つかけて調べてみたいと思つておるんですが、その手始めにこの四十六年の三月本院の農水委員会でもつて行いました附帯決議の内容について、その後の処理状況がどうなつておるかということ、これは本当は責任者のお大臣からお伺ひすべきでしよけれども、そういうふうなことは申しませぬから、どなたでもそれそれ担当の方から項目別に御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 四十六年の三月二十三日参議院の農林水産委員会におきます家畜伝染病予

防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を
いただいておりますが、七つあるわけです。まず第一の「自衛防疫の推進を図るため、その体制の育成強化について必要な財政援助を行なうこと」という項目につきましては、四十七年度からそれまで市町村あるいは農協等の単位に組織されておりました自衛防疫団体、まあ協議会というような名前でお呼んでおられたのが多いと思いますが、それを都道府県を単位とした家畜畜産物衛生指導協会というものに統合いたしました。国はその協会の財政的な基礎を確立するために、事業団から、畜産振興事業団から協会に対して出資をすることになっております。これは四十八年度よりやっております。一協会当たり平均一千万円、約三分の一の出資をすることになりました。一部の協会につきましては、出資が五十年に延びるものもございますが、大部分の協会に対しては、四十九年度までに出資を終わっております。四十五の県に協会ができておるわけでございまして、現在出資、非出資を含めまして、その協会の行います家畜衛生知識技術の普及及び豚、鶏、牛の特定疾病に対します予防事業——予防注射でございますが、それに対するして予防液あるいは技術料等について助成をすることによって協会のこれらの事業の推進を図っているところでございます。その結果、協会の実施しました事業は、四十八年度には、四十五都道府県で豚コレラの予防注射九百六十六万頭、鶏のニューカッスル病の予防接種延べ一億八千八百五万羽について予防注射の事業をやっておりますわけでございます。これらの自衛防疫事業というのは、今後の畜産を伸ばしていくために非常に重要な事業でございますので、今後ともその育成強化には努力を怠りまいりたいと思っております。

は、現在の動物検疫所によりまして輸入検疫をやっておりますが、これは一本所、五支所、十一出張所、三分室というのが主要な海港あるいは空港に設置されておるわけでございます。その検疫施設等の整備につきましては、この附帯決議にだく前の四十五年度から三カ年計画で主要な輸入港、横浜と神戸でございますが、この検疫所の施設整備を進めましたし、さらに四十六年度に成畜の輸入が自由化されました、それに伴いまして輸入頭数がふえるという見込みがございましたので、博多の出張所を四十六年から二カ年計画で整備をいたしました。さらに成田空港の開港に備えまして、四十六年度から三カ年計画で係留施設の設置をいたしております。これらによりまして、現在全国主要海・空港十二カ所の係留施設で同時に、牛馬換算で約一千五百頭の係留検査を実施する能力を有するに至っております。さらにこれらの係留施設のほかに、検査機器の充実とかあるいは防疫官の増員とかというようなことを図って海外からの悪性伝染病の侵入に備えるようにしておるわけでございます。

それから四番目は、試験研究関係の拡充強化でございますが、これは家畜衛生試験場を中心に行なっておりますが、特に口蹄疫等侵入のおそれがあります悪性伝染病につきまして、五十年から研究室を一研究室ふやすというようなことも五十年年度予算において計上しておるところでございます。豚及び鶏の共済制度につきましては、これは現在実験的な実施を、制度を検討いたしておるところでございます。次に、六番目の獣医師の農村定着化と待遇改善を行うことにつきましては、今年度から無獣医師の獣医師の定着化を図るために、四方所に

ついてモデル的に施設の設置、宿舍を含めまして診療施設、診療所、宿舍の設置に対しまして助成をする、新しい事業を五十年から開始をするところで予算を計上して現在御審議をいただいております。保健所の充実につきましては、先ほどの助成規定にも基づきまして施設、機械、機具の充実につきまして毎年計画的に予算を計上いたしまして助成をいたしておるところでございます。

○神沢浄君 答弁はそういうことでしようけれども、まあ余りこういう、これだけと言つて、胸を張つてお答えになられたような個条はなかつたんじゃないかと思うのですが、その第一の自衛防疫の問題ですけれども、いまお答えがありましたように、まあ各府県に衛生指導協会というのですが、ところでは、国が三分の一ほど出して県が三分の一ほど負担をして、残りを市町村や農業関係団体がある三分の一というふうな仕組みになってはいるようですが、これはなかなかやはり金のことではございますが、国あたりが率先して出せば、以下これにならうということになるでしょうけれども、余り率先をせぬよう、したがって、私は山梨ですが、山梨などの例を聞いてみますと、何か全体で三千万くらいのものにしかならず、そうしますと、正直言つてもう人件費でいっぱいという実情であつて、さつき四十五府県においてこういう事業が行われたという御説明がございましたが、まあ実際には、いわばこの団体がつくつてあるにとどまつて、なかなかここに掲げておるような「自衛防疫の推進」というようなことにはなつていないのが何か実情のように聞き及んでおるわけなんです。で、やっぱりと国がまず率先をして財政援助をやつていくということでは上がつかないのじゃないか、態勢を強化しようといつても、その実が上からいんじやないかというふうな感じを強めておるところです。それらの点に今後さらさらどのような姿勢でもって対応されるかという点について、これは大臣からお伺いをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 自衛防疫事業は、国、都道府県の行う家畜防疫事業とともに伝染病予防のためのきわめて重要な部門を担当するわけでございます。先ほどから局長が申し上げましたように、協会の出資の三分の一、一千万を補助いたしまして防疫事業を推進いたしておるわけでございますが、これはきわめて重要な部門でございますので、今後ともその育成強化のためにはひとつ力を注いでまいりたいと、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○神沢浄君 それから共済の問題ですね、これは検討中のお答えだったのでありますが、とにかく一番ふえているのは豚と鶏ですが、畜産の中で、これはもう異常にふえているわけですね。牛は横ばい程度、いたいた資料を見ても、ヤギ、綿羊などは減つて、馬もいなくなり、非常に増加しておるのは豚と鶏です。その一番増加しているところの、日本畜産の柱になつておるこの豚と鶏とそれから鶏の共済制度というやつが、これなかなか進まない。私も、実は共済事業には多年関係してきておりますから、技術的にむずかしいということも決してわからぬわけにはありません。ありませんけれども、しかし農政として考える場合に、とにかく畜産三倍、果樹二倍というふうなことで、今日まで選択的拡大が図られてきておるこの畜産の中でも、ふえておるのはこの豚と鶏だけなんです。その共済制度というのは、いまだに手がつかぬというふうな問題だと、こう思つておるわけですが、どうなんでしょうか。もうちょっとこの点についてはその後の経過、検討の経過、さつき検討中という言われたですけれども、検討の経過、これからの見通し、さらには今後どう処していくかという考え方を局長並びに大臣からお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 共済制度につきましては、直接には農林経済局の方で担当しております

ので、私の方で承知しておる限りのことを申し上げたいと思ひます。

肉豚につきましては、四十三年度まで調査研究を行った結果、一応の制度試案が得られましたので、四十四年、四十五年において試験調査を行ったわけでございます。四十六年度以降はこの試験調査の結果に基づいて制度化の検討を行っているところでございますが、五十年年度においても引き続きその制度化の検討を継続するという事になっております。

鶏についても四十四年度まで調査研究を行った結果、一応の試案が得られましたので、四十五、四十六の両年度において試験調査を行い、四十七年度以降その結果に基づいて制度化の検討を行っているところでございまして、これにつきましても五十年年度はなお制度化の検討を引き続き行くと、こういう予定になっております。

現在までのところ、問題点としてわれわれが聞いておりますのは、肉豚、鶏とも保険需要がどの程度出るであろうかと。先生い、ま御指摘になりましたように、非常に規模が大きくなって大規模な多頭化飼育になっておりますと、自分の経営の中で一種の保険、自家保険と言いますが、そういうようなことができるわけでございますので、一、二頭飼っている場合とはその点は違つてございまして、これが果たしてどの程度入つてくれるかという点でございまして、また、事故の範囲、病気の原因をどこまで広げるとかという問題、あるいは損害評価の具体的なやり方につきましてなお問題があるということで、これらの問題について経済局で五十年年度引き続き検討を行うということになっておるようになっております。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 家畜共済の拡大につきまして、いま局長が答弁をいたしましたように、検討をいたしておるわけでありまして、五十年年度にはさらに調査費もつけて検討を進めるといふ段階にあるわけでございますが、いま御説明を申し上げましたように、技術的にいろいろと問題

もあるようでございますので、これはさらに鋭意ひとつ検討を急いでいきたいというふうに考えておるわけであります。

○神沢浄君 それ以上の御答弁はちよつと無理だろうと思ひますからやめまされども、大体私は、日本の共済制度というのは、保険ともつかず、保障ともつかず、何かその途中、まことにほんばみないなものであるところにむしろ生産者からも歓迎されない、その実効がらないというふうな点が一つの障害だと思つております。本日に日本の農業の再建というものを安倍農政が目指す以上は、この際やっぱり豚、鶏はもとよりのことですが、これは共済という問題を自然災害あるいは病虫害というふうなものから守るのは、これは日本の農業にとつてきわめて重要なことでありますので、ひとつ同じ検討でも、ただ答弁用語の検討でなく、本日に真剣な検討を要望しておきたいと思ひます。

それからもう一つ、家畜衛生保健所ですか、これは私にいただいた資料を見ますと、さつきも触れましたように、豚や鶏などを軸にして相当の頭数の増加というものはここ近年行われている。ところが、これは合理化の一端でしようけれども、保健所の数はこれは半減をしている——減らされていく。それから、それでは獣医師などを初めとする職員はどうかという点、これは横ばい、こういうふうな実情のようでありまして、こうなつてまいりますと、これはかなり頭数の増加などもあるし、保健所の数を減らせば、これはもうやっぱりサービスの密度というものは、どうしたつていろいろ距離的な障害などの条件のために、稀薄化するとは避けられぬのでありまして、しかも員数がふえない。こういうふうなことであれば、私は、その機能が増進しておるなどとは決して思えないわけなんです。これはいやでも私は、落ちておるのが実情だろうとこう思つておるが、このようなことであれば、ここに書いてあるような保健衛生所の機能の充実を図り、ということにはなりませんし、ましてや、この保健衛生の実を上げてい

こうというようなことには、これは、ほど遠いんじゃないかとこう思つておるわけですが、その辺の御見解はどうですか。

○政府委員(澤邊守君) 家畜保健衛生所は法律に基づきまして、地域における第一線の家畜衛生機関だということと設置をされておるわけでございまして、最近におきます家畜の飼養頭数の増大に伴ひまして、家畜衛生技術の高度化あるいは専門化の要請が非常に強くなつておるということにかんがみまして、四十一年度からいわゆる広域統合のため七カ年計画で広域保健所に整備するということをやつてきたわけでございまして、その結果、統合前は五百八十六カ所でしたが、それが現在は二百一カ所ということと半減以下になつておるわけでございまして、これは普及所と同じような考え方では技術の高度化、専門化を図りますために、小さな機関が分散しているよりは、ある程度まとまつて専門を分担した方がいいと、こういうふうな考えに基づいて広域化をしたわけでございまして、それと同時に、細菌とか、病理とか、生化学とかといった病性鑑定に必要な機器の整備をいたしまして、診断機能の向上に努めたところでございまして、職員の数について御指摘ございましたけれども、四十一年度から統合した計画を進めましたその直前の四十年の、まあこれは獣医師についてでございますが、一般職員といひますか、獣医師について申し上げますと、四十年の四月一日で私どもの把握しておりますのは一千八百五十六人の獣医師が保健所に配置されておつたわけでございまして、その後漸次ふやしまして四十八年度の四月一日では二千二百三十二名ということで、大幅とは申しかねますけれども、若干の増員をいたしまして人的な面でも充実を図つておるわけでございまして、それと同時に先ほど申しましたように、広域統合の趣旨から言ひまして家畜別、部門別に職員の専門能力を向上をさせるというふうなことに努力をいたしておるわけでございまして、また四十九年度からは家畜衛生情報モニター農家というのを家畜保健衛生所が設置をいた

しまして防疫情報の収集、それをまた畜産農家に返すというようなことによりまして、迅速正確な防疫体制を整えられるように努力をしておりますのでございまして。

○神沢浄君 まあ時間の制約がありますから、これらの問題はまたいずれかの機会でもつて少し論議をしたいと思ひます。

最後に、一点だけ大臣にお尋ねをして終わりたいと思つておるが、これはまあ家畜の衛生ということとなく、もう少し大きいいわゆる畜産の衛生とも申しますかね、環境保全対策の問題についてこの機会に大臣の御見解などを承つておきたいと思つておる。

実は先ごろ、私は、ここにいらつしやる栗原先生のお供をして群馬県の養鶏の關係などの調査をいたしましたんですが、そのときに、いわゆるこれは一事例ですけども、鶏ふんの処理の問題につきまして火力乾燥の施設を講ずるにはべらばうな金をかけなきゃならない。その金をかけたためにどうも身動きがつかなくなつてしまつて、そして大変な苦勞をしておられる。それから天火乾燥ということになれば、これはもうかなりの場所も要りますし、それでもなおかつ三キロも遠方の方から悪臭云々といつて苦情を受ける。こういうふうなことで、とにかく費用そのものよりか鶏ふんの処理の問題でもつて大体生産者は大きく頭を痛めておるといふようなことを聞かされてまいつたのであります。こうなりましたと、やっぱりまあ鶏を飼うということではなくて、副次的な鶏ふん処理の方でもつてこの養鶏という事業が大変困難に達着しておるのが実態のようでありまして、

で、この際ひとつ政府としても思ひ切つて——鶏ふんなどというものは、いま政府が言ひ出しておる土づくりなどということから考えますと、大変有効なものです。それを活用してそのりつぱな土をつくつていくというふうなことは、これはかなり政策としても有意義なことだと思ひますし、思ひ切つて畜産の環境保全という

ふうなものについては、最近、いわば畜産公害などと言われて住民側との間にも相当のトラブルなども多くなつてきて、それが畜産の進展を阻んでおるような状況もふえてきておるようでありますので、この際ひとつ日本農政としてもそこに大きく関心を傾け、着目をしていただいて、思い切つてひとつその点に金をかけていくような、そういう障害を除去していくような政策をおとりになることが私どもは、大変大切なことだ、こう思うのであります。ひとつ大臣の御見解を承つて私以上で質問を終わります。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いま御質問がございました畜産の環境保全、さらにこれと関連をして、これを畜産の振興に積極的に結びつけていけというお話でございます。私もこの点についてはまことに同感でございます。私も千葉県に参りまして、鶏ふんの乾燥をしておる農家を視察したこともあるわけでございますが、この農家は畜産の乾燥機等に大変工夫をこらした乾燥機を使つておりました。周辺からもあまり苦情が出ないというので、大変有効に鶏ふんを使つておるようでございます。で、確かにいま御指摘がございましたように、最近の農業で土づくりが大事でございますし、有機肥料を積極的に活用していくということが土壌をよくするという上におきましても非常に重要なことでございます。そういう点につきましては、畜産農家とやはり一般の農家との間の連絡をもつと効果的に、効率的にいけるように、これは行政の面でも考えていかなきゃならぬ。こういうふうにも思つておるでございます。まあ現在政府としても、畜産の環境保全のための予算措置等も講じてはおるわけでございますが、今後この問題につきましましては、わが国農業のこれからの土壌をよくしていくという問題ともからんでくるわけでございますので、積極的にひとつ取り組んでまいりたいと思つておるわけでございます。

○原田立君 質問がちょっと前と重複する面が出てくるかもしれませんが、お答え願いたいと思つてます。

一昨年十一月にわが国において三県にわたつて豚の水胞病が発生したのであります。そのときの経過及び原因について御説明を願いたい。

○政府委員(澤邊守君) 豚の水胞病は四十八年の十一月に茨城県、それから神奈川県に初発をいたしました。十二月には愛知県下においても発生を見ましたが、初動防疫の徹底によりまして、この三県で五百八十頭発生したにとどまりまして、その後、発生を防止することができたわけでございます。

この病気は豚水胞病ウイルスによつて起こるものでございまして、その症状は四十度以上の高熱を出す、発熱をする。それから指間といひますか、指の間ですが、それから指間といひますか、それから鼻の先、舌だとかくちびるに水胞ができて、これがつぶれて潰瘍になる。物が食べられなくなるというので、食欲不振になったり、あるいはびっこをひいたり、起立不能になるというふうなことで、その結果、発育不良、それから肥育能力が非常に減退をするというので、経済価値も非常に下がるといふことで、そのような症状で、海外的な悪性伝染病として一番その防遏に努力しております。口蹄疫にやや類似をしております。口蹄疫ほど病勢は強くございませぬけれども、やや似たところがございまして、われわれといひましては、発生当時、非常に心配したわけでございますが、口蹄疫ではなくて豚水胞病であるというので、蔓延の防止に努力をしたわけでございます。なお、びらんして潰瘍になりまして、そこに細菌と化膿菌が二次感染するといふような場合になります。と、症状はもつと重くなるというふうなことでございまして、死亡するといふものは比較的少ないといふふうな、諸外国の場合でも、わが国の場合でも見られております。

この病気の侵入経路につきましては、当時発生地域を管轄いたしております畜産保健衛生所、それから家畜衛生試験場、動物検疫所等を動員いたしまして、発生地域を中心といたしまして、その導入状況、あるいは病気になった豚の発生状況、

それからえきの購入状況、どこから購入したのか、あるいは家畜商がどういふような出入りをしたかといふようなことをいろいろ調査をいたしました。最初に出たのが神奈川県である。他の茨城、愛知はそこから伝染をしたといふことはわかりましたけれども、神奈川県が果たして海外から入つたものであろうという推定はされてはいたすけれども、いつ、どこから、どういふ経路で入つたかといふことまでは明確に確認することができません。さらにはその後、家畜衛生試験場が二回にわたつて、全国的な抗体調査といふものをやりまして、その結果、わが国には現在のところ、豚水胞病はないといふふうな確認をしております。

○原田立君 まあ、初動活動で五百八十頭にとどまったといふことは大変結構なことだと思つておりますが、いまのお話ですと、まだ感染経路あるいは原因がはっきりしないといふところに一抹の不安を感じるわけなんですけれども、まあ一昨年の話でありますから、その後ずっと研究してこれらだらうと思つております。原因不明では、再発生するといふ恐れがまだ多分に残つておる。こういう恐れを持つわけでありまして、検疫体制の強化と再発防止のための対策が必要であると思つております。その具体策についてはどうなのか。

それから、一昨年の話でとどまったのは大変結構なんですけれども、もしおくれたらどんなふうな状況が起きたんですか。

○政府委員(澤邊守君) もしこれが五百八十頭にとどまらず、周辺地域に蔓延をいたしましたとしますれば、英国等では七二年に発生以来、昨年の十月までに十六万七千頭も発生したといふような記録がございまして、わが国の場合も、初動防疫がうまくいっておらないとすれば、かなりの被害を生じたのではないかといふふうな推定をさせていただきます。

○原田立君 十六万頭といふふうなお話だったから、かなりの数になつて、これは大変な、初動活動の失敗をしてかした場合には大変な問題である

うと思つてます。そこで、やっぱりどうしても原因をはつきりしなきゃいけない。局長のお話の中では、あるいは外国から入つてきたんじゃないかといふふうなお話がちらつとあつたんだけれども、そこら辺の推察はどうなんですか。

○政府委員(澤邊守君) まあ侵入経路は、感染経路は明確に把握できなかったといふことを申しましたけれども、まあ恐らく海外から、いままでもかた病気でございまして、海外で最近発生しているといふことから考えますと、恐らく海外から何らかのものに付着をして入つてきたといふふうに見ていいのではないと思つてます。したがうして、われわれといひましては、海外の発生状況等につきまして十分、常時情報を収集いたしまして、さらに輸入検疫を徹底するといふこと、それからさらに、前回の場合は家畜伝染病に指定されておりましたので、六十二条の規定を適用いたしまして家畜伝染病と同じような蔓延防止措置をとつたわけでございますが、これはやはり政令を定めないと発動できませんので、そういう意味では今後も侵入するおそれがあるといふことを考えまして、今回初めから家畜伝染病として指定をするといふことによりまして、発生後の迅速な防疫に遺憾のないようにしたいといふふうな考へておるわけでございます。

○原田立君 それは賛成なんです。別にそれは反対しているわけじゃない。ただ、原因不明あるいは何らかの外国から入つてきたんじゃないんだらうか、といふふうなあいまいな表現だから非常に心配をするわけです。外国から入つてきたんだと、その初動活動をして成功したんだと、だから今後そんなことはないように伝染病に指定して水際作戦を際立つてやるんだと、こうならはつきり安心するんです。あなたはつきり言わないから、何度も何度しつこく聞いておるわけです。

○政府委員(澤邊守君) わが国ではこれまで発生したことがなかったわけでございますので、これは外国から何らかの経路を通じて侵入したといふふうには推定されるわけでありまして、具体的に

どのような感染経路を通じて、いつ入ったかという点までは確認できなかったという意味でお答えしているわけでございますので、海外から入ってきたということはほぼ確実というふうに見て差し支えないと思います。

○原田立君 今度は——昨年の場合には家畜伝染病に指定されていなかったの、その感染経路等が、その調査についてやや不十分だったと、こういうことになっているわけですが、今、この法案は恐らく通るでしょう、ほくらも賛成です。この法案を通した後は、豚水胞病に於いての体制づくり等はどうかというふうなことを考えているんですか。ただ指定し、放しでは何にもならないんじゃないかと思っております。

○政府委員(澤邊守君) 本法が適用されますと、蔓延防止の措置がとり得るわけでございますが、具体的には、発生いたしました場合に、隔離、あるいは畜舎等の消毒なり焼却なり埋却の措置がとられることになり、さらに、特に必要な場合には、一般の通行の遮断までしたり、あるいは家畜の移動制限をしたり、患者なり疑似患者については殺処分をする、それに対して手当も出す、その他、周辺の家畜なり農家につきましては検査をしたり消毒を命ずるといふような各種の措置がとられるわけでございますので、それらが当初から伝染病に指定されておりましたら、機を失せずやれるということになるわけでございます。で、それらのこととあわせて、先ほど申しましたように、海外の情報を絶えず収集をいたすことによつて未然に防止する、それからさらに、家畜検査、輸入検査を厳正にやることによりまして海外から侵入するのをできるだけ防止をしていくといふような措置は厳重にやつてまいりたいと考えております。

○原田立君 何か、仕事かふえるときには、たとえ人員がふえるとか、予算をふやすとか、施設を増加するとか、こういうふうなことが行われるんではないかと思つてますが、そういう面です、こういうふうにしたという写真はないんですか。

か。

○政府委員(小山義夫君) 行政面でのいろいろな対応策もあろうと思つておられますけれども、私の方でこの問題に取り組んでおります研究面の方についての答えを申し上げます。

先ほどから答弁がございましたように、この病気が非常に口蹄疫に似ておりましたので、この前入つてきましたときに一体その口蹄疫ではないのかどうかという点に非常に疑問を持ったことと、それから初めての経験であつたといふふうなことで、この水胞病の病原菌の検出に非常に手間をとつたわけでございます。しかし、これが一つの経験になりまして、今後この豚水胞病についての病原菌の並びに診断法の確立が一応現段階でできてまいりました。

しかし、今後の問題といたしましては、それより迅速、的確にやるというための診断法の確立を目指しておることが一つと、それからもう一つは、予防液、すなわちワクチンでございますけれども、ワクチンがこういう新しいままで日本にない病気なものですから、ワクチンがいまのところできておりません。このワクチンにつきましては、ほかのワクチンと違ひまして、この病原菌が血液の中で流れていくのではなくて、腸の粘膜に出るといふふうなことで、それに効くようなワクチンというのは非常に作り方がむずかしいわけでありまして、家畜衛生試験場の総力を上げていまこの問題に取り組んでおります。

研究の体制といたしましては、口蹄疫とこれが非常に似ておるものでございますので、口蹄疫の研究室でとりあえず、むしろいまは、こちらの豚水胞病のところの研究の内容を傾斜して、かつそれでも人員が十分でございますので、いま予算の方を、国会で御審議を願つております五十年予算案の中において、口蹄疫並びにこの水胞病を検討、研究をいたします研究室の増設をお願いをしておるわけでございます。

○原田立君 必要だといふことはほくらも賛成なんです。要するに、こんな非常に重要な伝染病なんだから、ばやつとしていけば十六万頭もやられちゃうという事例がある。これは初動捜査で五百八十二頭でおさまつたといふことは大変結構な話なんです。それで伝染病に指定した、そうしたならば、何らかの体制づくり、予算だつてふやし、施設だつてもつくり、そしてやつていかなきゃいけないんでしよう。それをさつきから言つておるわけなんです。じゃあ具体的に、いままでは、口蹄疫関係の予算がこれだけでしたと、今度は豚水胞病を指定したんで、これだけ上のせしました、といふふうな、何らか具体的なさういふ手当て、それを聞かしていただきたい。——いいですね。もう時間がないんだから、すばつと答えてくださいよ。

○政府委員(澤邊守君) 家畜伝染病予防関係の経費なり人員等は、これは伝染病の性格上、いつ、どれだけ出るかといふことは、あらかじめ各伝染病ごとにはつきりわかるわけじゃないんですけど、全般的に家畜伝染病予防費の中で、そのときどきに発生した伝染病に対して予算を使いながら、予防措置なり、あるいは蔓延防止措置をとつていくわけでございます。その意味で、特に豚水胞病についての予算計上はいたしておりませんけれども、全体の家畜伝染病予防費の中で、しかも、人的な体制といたしましては、家畜防疫官といふのを年々ふやしておりますので、家畜防疫官と申しますのは、輸入検査関係を担当しております開港に於ける検査所の職員でございますが、これらも毎年ふやしておりますので、それらの検査体制を整備によりまして侵入を防止するといふこととあわせて実施をしていきたいといふふうなことを考えております。

○原田立君 要するに、具体的な数字は何も出てこないんですね。検査関係の予算は、今度の豚水胞病を指定した場合について幾らだけの増額をいたします、そういう予算をいま国会に出していかすとか、あるいは豚水胞病を指定したんで、こういう施設をつくりたいんで、という具体的な答へが出ていない。それいかがですか。

かといふことは予測できませんので、一般の家畜伝染病予防費の中で、そのときどきに発生したものに對して予算を使つて実施をしておりますので、特に水胞病についてこれが伝染病に指定されたからといふので、あらかじめその予算項目をふやして特別に計上するといふようなやり方は、これまであらゆる伝染病についてやつておりましたので、そのような予算措置なりあるいは人員の措置はしてありませんけれども、輸入検査について申し上げれば、一般的に検査体制の中で人員をふやしておりますので、その中で検査項目、チェックの項目として水胞病を加えていくといふことによりまして、海外からの侵入は防いでいくといふことにはなるわけであります。

○原田立君 非常に答弁に満足ですけれども、時間がないから終わりにしましよ。

要するに、私はなぜ言つておるかといへば、原因がまだはつきりしない、感染経路、侵入経路がはつきりしないといふ、言つてみれば未知の病気なんだ、伝染病なんです。だから、もしこれがまた再び侵入してくるようなことがあれば、非常に恐ろしい立場に立つんだ、だから、それはがらんとした体制をとれと、こつ言つておるわけなんです。これは答弁は要らない。一応意見だけ言つておきますから。

じゃあ次に、生育時の農家出荷時における家畜の価格は幾らぐらいですか。先ほどちよつとお答へがあつたようだったけれども、牛、豚、鶏等の。伝染病にかつたときに幾らで買ひ上げるかといふ問題なんです。それで評価額の算定及び決定額はどのようにして行われているのか、これをお聞きしたいと思つておるわけなんです。

で、法律ではいろいろと決められており、先ほども質問であつたようでありまして、現実と実際と違つたので、これをアップし、評価額のアップを要する必要があると思つし、また改正すべきではないかと、こつ言つておるわけなんです。

○政府委員(澤邊守君) 現在殺処分手当金の最高限度額は、牛については二十六万円、馬について

は五十九万円、豚については三万円、鶏は九百円等、その他もございりますが、定めておるわけでございませぬ。この最高額につきましては、先ほどもお答えいたしましたけれども、最近の市価あるいは評価額の実績等から見まして、牛、豚、馬については、この最高限度をはみ出るものが出てまいりますので、その改定について検討をいたしたいというふうにご考慮を願います。

○原田立君 先ほど検討、検討ということであつただけでも、検討しなすに、現行にマッチした評価額のアップを図る必要が、これはあるんでしよう。

○政府委員(澤邊守君) 予算全体の中で、どの程度引き上げが可能かということも含めまして検討をいたしたいということをご考慮を願います。

○原田立君 要するに、評価額の算定が低いのではないか、だからもっと高くしろと、こういうことを言っているわけなんです。高くしますというふうにご返事しますか、局長。

○政府委員(澤邊守君) 御趣旨の点はよくわかりますので、引き上げる方向で、まあ予算の問題もございませぬので、検討をいたしたいと思つております。

○原田立君 上げるといふことのように受け取っておきます。

それから次に、死体焼却の義務について、第二十一条の「焼却等の義務」の中に、「当該死体を焼却し、又は埋却しなければならぬ」とありませぬが、私しろうとなんでよくわからないのですが、どういふものは焼却し、どういふものは埋却するんですか、御説明願いたい。

○政府委員(澤邊守君) 特にどういふものごがどちらでなければいけないということごがなくして、焼却または埋却いづれかの方法で病原体が伝播しないように処理するということごを命ずるわけでありませぬ。

○原田立君 埋却といふと、生身のまんまを土中に埋めるんだらうと思ふんですけれども、そ

うことで、家畜伝染病と指定されたようなものご心配ないかどうか。そういう指定を受けたのはやはり焼却するということごが一番いいんじゃないだらうかと、しろうと考へながら思ふわけなんです。

それからなお、先ほど豚水泡病の原因は一体何だということごについて質問したけれども、とうとう返事ごがなかつたが、それで、私、伝え聞くとこ

ろによれば、ビールス菌が原因であるといふふう

に聞いております。このビールス菌の場合などは、伝染、蔓延の恐れが強いので、これは必ず焼却しなければいけないんじゃないだらうか、こういうふうにご思ふんですが、その焼却の場合、あるいは埋却の場合、これは保健所の所長の指示によるのか、あるいは所有者ごが自分の判断でできるのか、そこら辺はどうなつてございませぬか。

○政府委員(澤邊守君) 家畜防疫員の指示に従つて埋却または焼却することごになつてございませぬ。で、豚水泡病の場合、先ほどお答えを漏らしたけれども、豚水泡病のウイルスが病原体でございませぬので、この場合必ずしも焼却しなすても埋却によつて十分であるといふような技術的な判断を、いたしておるわけごがございませぬ。

なお、埋却と焼却の区分につきましては、先ほど申し上げましたように、どういふ場合にはどちらでなければいけないといふようなことはきめておりませぬけれども、埋却のやり方、埋却の基準とか、焼却の基準といふものはきめておりませぬ。たとえば埋却の場合ならば、埋却を行う場所はどこいふ場所じやなきやいかぬとか、あるいは埋却の方法として何メートル以上の余地を残すような深さじやなきやいかぬとか、そういう具体的な基準は定めて、それに従つて防疫員ごが指示をすることにしてございませぬ。

○原田立君 ビールス菌の場合、これは伝染、蔓延する恐れが強いんじゃないですか。豚水泡病の原因はそうだとしうふうにご聞いてるんですけれども、それで、ただ埋却ごで心配ないんですか、局長。

○政府委員(澤邊守君) 専門の担当課長からお答えをさせていただきますと思ひます。

○説明員(山本格也君) 焼却または埋却にはそれぞれの方法を定めた基準ごがございませぬ。

たとえば埋却の場合ごでございませぬと、死体を埋める穴は一メートル以上掘らなければいけない。それから上に土をかぶせる場合等も、その前後に消石灰を散布をす。それから一定期間、この豚水泡病の場合ごでございませぬと、三カ年間はこれは発掘をしてはならないといふふうな埋却の表示をいたします。で、大部分のウイルス並びに細菌は、この三カ年程度では消滅をす。なおかつ、死体の焼却、埋却時ごにかなり強い消毒薬を消石灰等を含めまして散布をいたしますので、三年の発掘禁止期間ごでその蔓延の防止は十分できるといふふうにご考へてございませぬ。ただし、炭疽菌なり腐蝕菌なりといふふうな土壌菌的な性格のものにつきましては、非常に長い年月の発掘禁止を規定してございませぬ。

○原田立君 課長さん、専門家ごのようなだけども、豚水泡病はビールスでかかつて、それが原因じやないかといふんだけども、それは埋却だけで心配ないといふ話ごだけども、本当ごですか。

○説明員(山本格也君) 死体を移動させる場合、とにかく畜舎等の消毒はまず厳正に行ひませぬ。それから埋却場所へ移動をす場合の前、これは運搬用具等も含めてかなり厳格な消毒をいたすことごにいたしてございませぬ。それから土中への埋却の前、それから埋却に使用した諸道具、それからそれに従事したしうした人、これらはすべて徹底をした消毒をすことごにいたしてございませぬ。

現在豚水泡病のウイルスの薬剤抵抗性といふふうな問題も家畜衛生試験場ごで検討がされてございませぬと、どの程度の消毒薬を用ひれば、これは消滅できるといふふうな具体的な資料ごがございませぬので、私どもとしては、そういう指針ごに基づいて、この埋却ごでその蔓延防止の措置は図れるといふふうにご考へてございませぬ。

○原田立君 じゃ、専門家が言うのだから信用し

ましよ。まあ、埋却ごでは心配なんじやないか、ということごを言つておるわけごなんです。焼却にすべきではないのか。

第五十九条に費用の負担ごが出てるんですが、「家畜の死体又は物品の所有者ごに対し、焼却又は埋却に要した費用の二分の一を交付する。」と。それから第六十条一項三号「雇入れた獣医師ごに対する手当の二分の一」、五号「牛疫予防液以外の動物用生物学的製剤の購入費又は製造費の二分の一」、これを国ごが負担することごになつておるわけごあります。が、伝染病蔓延防止の上からも、国ごが幾ら、地方自治体ごが幾らではなしに、やはり全額を国ごが負担する、そういうふうなことが大事ごではないかと、こう思ひますが、いかがごですか。

○政府委員(澤邊守君) 費用負担ごが全額になつておらない点ごにつきましては、これはそれぞれごの措置を、埋却なり焼却等ごの他の措置を講じませぬことごによりまして、自分の飼つておる家畜への伝染を防ぐことごができるといふことごになるわけごがございませぬ。

○原田立君 局長、余り冷たいことを言ひなすんな。やっぱり畜産農家が、病氣ごになつた家畜を出して、実際問題ご困るのは農家自身ごなんです。それで農家は自分ごが出したのだから自分の責任ごでやれ、といふような言ひ方は、それは冷たいといふんですよ、局長。

それで、獣医師ごに対する手当ごとか、あるいは牛疫予防液、あるいは牛疫予防液以外の動物用生物

学的製剤の購入費または製造費、すべてこんな最低線の問題については国でめんどう見てやるというようにしたほうが、むしろ伝染病予防の大局的見地から立った立法趣旨だと、ぼくはこう思うのですけれど、改正する意思はないですか。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど申しましたように、御本人がみずからやるべき部分もあつていいのではないかと、全額にしておられないというのを申し上げたわけでございまして、その費用負担区分につきましてはなお研究はして見ますけれども、現状においては、一切、国でもって負担をして行うのは考えておりません。

○原田立君 大臣、どうですか、あなたの部下の局長は、そんな全額国庫負担なんか一切やらぬと言つていばつて居るけれども、当然、もう少し農家の、農民の味方になつて考へる立場に立つならば、せめて獣医師に対する手当とか、あるいは動物用生物学的製剤の購入費だとか、製造費、こんな最低線の問題については、全額国庫負担ぐらゐしてやつたらどうですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これは、やはり国の責任のあり方、行政における責任のあり方全体とも関連するわけですが、こうした問題につきましても国も負担をする、あるいは県も負担する、地方も負担する、さらにまた先ほど局長も言いましたように、やっぱり個人もその責任に依つて負担をする。こういうことが常識的じゃないだろうかと思つて、全部国が負担をするというところまでは、私たちとしては考へてはおらないわけでございます。

○原田立君 大臣も冷たい返事ですから、この問題はこれで終わりにします。
次の問題に移りたいと思つますが、委員長、この法案については大体これで終わりにしたいと思つて居るんですが、あと残された時間、豚に関する諸問題をちよつとやらしてもらいたいですか……。
○委員長(佐藤隆君) どうぞ。
○原田立君 それでは、過日三月六日全国養豚代表者大会に参加しまして、大会議案、あるいは決

定事項等なるものを私はもらつてきたわけでございまして、その中で、豚肉輸入関税の減免措置非撃というのを強く畜産農民の人たちは主張しております。ところが、現実にはもうすでに豚肉輸入に關する関税減免をやろうというところをお決めたことになつたというふう聞いておりますけれども、その背景はいかかでございますか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 最近の国内の豚肉の価格は、二月の上旬以来、安定上位価格を大幅に超えて推移しております。とりわけ三月に入つてからは六百八十四から六百九十円と上昇を続けて、小売価格もそれにつれて上昇をいたしておるというのが現状でございます。また、今後につきましても、前年に比べてやはり肉豚の出荷の減少が見込まれること、及び豚肉はこれから需要期に向かうという季節的な要因から見まして、このまま放置するとすれば、ますます高騰するの見通しも出てきた。このために、三月の十三日に、豚肉の安定をはかるべく豚肉の輸入関税減免によるところの安定措置を講じたわけであります。

この措置は、三月の末日までに公示すること、こういうふうにしたわけであります。私ども、やはりこうした安定制度というものがあつて、やはりこうした安定価格をやはり大幅に超えて豚肉の状態があるというふうになります、やはり制度を適切に運用していくという面から見まして、これはやむを得ない措置であつたと、こういうふうには考へておるわけであります。が、その間にあつては、豚の生産をされるところの生産農家の状況等も十分配慮いたしまして、その上に立つて決断をいたしたわけでございまして、御理解をいただきたいと思つて居ります。

○原田立君 御理解願えないわけなんです。実はここに文書があるので、最近における豚肉卸売価格の推移に対し、食肉業界その他より輸入豚肉関税の減免措置を奨励せよと強い圧力が加えられて居るがわれわれ生産者としては現行の豚肉安定価格が現在の諸物価等からみてきわめて低きに失することを不満とするところであり、いまこ

こで減免措置が発動されれば生産意欲は完全に失墜するのみでなく養豚基盤が根底より崩壊することは明らかである。
よつて農林省は、外部からの圧力に屈することなく断固として輸入豚肉の関税減免措置を行わなないことはもちろん、現行の安定価格を即時改定するよう要望する。」と、こう言つて居るわけなんです。

あなた大臣——もう決めちゃつて、もう発動するよつになつておるよつですけれども、完全に畜産農民の、養豚農民の声を無視してお決めたことになつたといふ、こういうふうには受け取らざるを得ない、認識してくれといふお話だけでも、こういう強い養豚業者の人たちの声があるが、どうお感じですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 養豚農家のお気持ちも私はよく聞いておるわけでございまして。この制度を発動したわけでありまして、これについては養豚農家への影響がどういふふうにあるだろうかといふことも、これは先ほど申し上げましたよつに十分配慮したわけでございまして、同時にやはり消費者価格の動向といふものも、これはやはり全体的にこれからの価格制度といふものを維持していく上においては考へていかなければならぬわけでございます。で、今日においても、依然として上位価格を超えて卸売価格が動いておるといふうなところからみましても、豚肉については相当地が必要が強いといふことも、そういう状況にある。ですから、この制度を、この減免措置を発動したことは私としては当然のことであつたと、やむを得ない措置であつたとも考へるわけでございまして。また三月の末には、この安定価格帯のままさらさら改定をしなければならぬわけでございまして。その改定をするに当たつても、やはり制度といふものがあつて、そうして上位価格を常にオーパーして、価格が動いておるといふことならば、この制度を活用して、制度によつて減免措置を講ずることの方が、三月末にさらさら安定価格を改定

する上においては、大きくプラスになるのじゃないかと、こういうことも私は判断してやつたわけでありまして。
○原田立君 一昨年三月ごろから十月ごろまでに輸入関税の減免を行つたときには、その影響が大きく、養豚農家は大変な打撃を受けて居る。たとへば平常時の輸入量が四、五万トンのところ、減免措置を行つた結果、多いときには十二万トン以上も輸入した。こういう実例があるのは御存じだろうかと思つて居るが、この二の舞があつてはならぬと思つて居るが、そういう心配はありませんか。
○政府委員(澤邊守君) 四十八年に、三月から十月まで減免措置を講じたわけでございまして、四十八年以前にも毎年一定期間は減免措置を講じてきたわけであります。四十八年の例で申し上げますと、減免措置を講じたけれども、かなり高い価格が続きました。しかし、いま細かい数字は手元に持つておりませんが、下がり始めましたのが、九月ないし十月ごろから下がつてきたといふようなことでございます。もちろん他の要因もございまして、たしかあのときは異臭魚——魚に匂がついたといふことで、魚の売れ行きが下がつたといふことで、それが豚肉に需要が移つたといふこともございまして、減免措置により輸入を促進したにかかわらず、価格は必ずしも下がらなかつたといふことがあつたといふことと等、いろいろ必要な時期であつたといふこと等、いろいろな要因もございまして、下がらなかつたといふことはございまして、まあ後半に至つて引き下げの効果はわれわれは出てきたものだといふふうには思つて居ります。

○原田立君 安定基準価格の決定に対しては、関係方面からの要望等も十分検討され、養豚生産農家の生産意欲の失することのないよう十分考へてきめてもらいたいと思つたが、大臣いかがですか。
○国務大臣(安倍晋太郎君) これは、やはり三月末にきめる安定価格帯につきましては、十分養豚農家の再生産が確保される、経営が安定するといふ、こういう観点、さらに生産需給の関係等も配

慮してこれは決定をしていきたいと、こういうふう
に考えておられるわけでありませう。

○原田立君 別の問題に、第三点に入りますが、
過日の新聞報道によりますと、芝浦屠場における
問題であります。肩のロースの肉の切り込みの
問題から、出荷の大幅変動による価格不安定等の
こともあったやに聞いておりますが、この問題は、
生産者にとっては重大な問題であり、あわせて、
全国的にその影響を及ぼすことも考えれば、早急
に検討し、対策を立てなければならぬと思つて
ますが、その点はどうか。

それから、どのような改革を考え、指導をした
か。以上二点について。

○政府委員(澤邊守君) この問題につきましては
は、直接の所管は食品流通局の方で、中央市場行
政の一環としてやっておりますので、私、聞き及
んでおるところでお答えしたいと思つてござい
ますが、私も聞き及んでおりますのでお答え
をしたいと思つております。

○原田立君 聞き及んでるんじやなくて、担当
の局長がやりなさいよ。

○政府委員(澤邊守君) — 例の御指摘ございま
した、首つりの問題と俗に言っておりますけれど
も、頭を落とすという事によりまして、出荷者
が非常に不利益をこうむるといふ問題があるわけ
でございます。これにつきましては、現在、芝浦
の中央市場等は、屠場が併設されておられるわけ
でございますが、実は厳密に言いますと、これは屠場
の部分の問題であるわけでございます。で、東京
都の職員で、屠場関係の職員がいるわけござい
ますが、人手が足らなくて、内臓関係の業者が手
伝いをしているわけでございます。これらの内臓
関係の職員が屠殺、解体の手伝いをしておると、
その際にいまいましたような頭を落とす際に肩
のロースの肉を若干くっつけてははずしてしまつと
いうことで、生産者側としては非常に不信感を
持つておるといふことで、出荷が一時的に減つた

ということがございませう。その市場へ出すのが不
利益だから他の市場へ回すという意味で、芝浦へ
の出荷量が減つたわけでございます。

ところが、その後そのような人力によります解
体作業を機械を入れることによりまして、皮はぎ機械と申しま
すが、それを入れることによりまして、そういう
応援といひますか、手伝いというやうな形をでき
るだけ少なくして、さらに作業も合理化するとい
うやうなことであわせて、いまのような問題
をなくしていくということにつきまして、東京都
が直接の市場の開設者になっておりますので、あ
るいは屠場の開設者にもなっておりますので、東
京都を通じて食品流通局で指導をいたしてござ
います。

この問題につきましては、二
月のたしか初めだつたと思つて、この問題に
よつて芝浦への出荷数も減つたわけでございます
が、現在は一応、最終的にはまだ解決にまでい
つておらないと思つて、とりあえずそのやうな
事態がなくなりまして、現在は芝浦での屠殺頭数、
出荷頭数は正常に復してしております。

○原田立君 皮はぎ機を入れてそれで、そんなこ
とがないようにするといふやうな結論ですね。そ
れが改革であり指導ですね。それじやないやう
に理解しましょう。

それから、豚肉の建値といふのはどのやうにし
て決定するのか。伝へ聞くところによると、東京
食肉市場を中心に、大阪、名古屋、福岡等は、
当日の荷動き等を参考に決めておられるやに聞
いておりますけれども、それでいいのかどうか。また、
その日その日の荷動きで価格の決定を行うこと
になると、非常に不安定なものであり、当然東京
の価格が全国に波及することになるので、東京食肉
市場の機構改革等いろいろな点について十分検討
する必要があると思つて、皮はぎ機をひとり
ただ入れただけでは済まされな問題があると思
うんですし、なお、それにあなたたちよつと触れ
けれども、手伝い人の手当金支給についての改善、
これなんかはどうなるんですか。

○政府委員(澤邊守君) まず終わりの方から申し
上げますけれども、手伝い人の手当金の問題でござ
いませうが、これは先ほど申しましたやうに、内
臓関係の業者が手伝いをするといふことで、一種
の謝礼金といひますか、報償金といふやうなこと
ではつきりした手当といふものになつておらない
わけでございますが、これをつきりした対価とい
ふものに改めるといふことも、ただいま御指摘
のございました首つり問題の解決にも資するとい
うことで、先ほど言いました機械の導入とあわせ
てそのやうな点についても東京都を通じて指導を
してございませう。

次に、価格形成のやり方でございますが、これ
は中央市場法によりまして規制をされております
ので、いわゆる競争売りによりまして公開競争の
もとに価格形成が行われておる。もちろんその日
の入荷状況によつて価格の値のつけ方が変わるわ
けでございますが、さらに将来、上がるか下がるか
下がるかどうかといふやうな思惑もいろいろもち
ろん入ると思つて、価格形成は自由公開に
取引されるということが市場法の原則でございま
すので、固なり行政機関が原則として介入をし
ないといふことで毎日価格形成が行われていま
す。東京と大阪が全国の二大中央市場になつ
てございませう。豚、牛肉も同じでございま
す。

○原田立君 だから、当然であるからこそ東京食

肉市場はもつと健全でなければならぬと思つて
す。現在のやうな状態ではだめだと思つて
もつと前進しなければいけないのではないかと
思つて。

それでお聞きしたいのは、東京食肉市場の仕組
みというのは、他の近県その他の市場と同じなの
か、それとも多少仕組みが違うのか、その点はど
うですか。

○政府委員(澤邊守君) 細部のことは全部いまお
答へする用意ありませんけれども、中央市場法に
よつて規定をされておりますところに従つてや
つておりますし、荷受機関が一社で、多数の買参人
が毎日競りに参加をして価格が決められておる。
手数料も一定の率に規制をされておるといふ点に
ついては、大筋については、他の中央市場とそ
う違つたところはないやうに聞いております。

○原田立君 すでに新聞等で報道されておるの
であります。芝浦食肉市場における豚肉の肩肉切
り込みの件について、農林省ですでに同市場に
警告を出したとか、そういうふうなことが新聞報
道されておりましたけれども、そういうふうな指導
したんですか。

○政府委員(澤邊守君) これは先ほど申し上
げておりましたやうに、食品流通局が東京都の市場に
対しまして指導をいたしてございませう。その中で恒
久的な解決策の一つといたしまして、先ほど申し
上げましたやうな機械の導入の問題なり、あるいは
手伝いに対するつきりした手当金の交付なり
といふやうな問題を中心にして、今後恒久的な解決
に資するやうに指導をいたしてございませう。

○原田立君 先ほど神沢先生が四十六年の附帯決
議について御質問なりましたけれども、四十六年
ですから、もう四年も前に決めた附帯決議であり
ますが、先ほどの説明ではどうも納得がいかな
い。第三項目の「殺処分手当金の最高限度額は実
勢価格の推移に即応して適正なものとすること。」
と、こつたあつたのを、現在まだ検討中とござい
ます。なんといふやうな話だつたけれども、四年もか
つてまだ検討しているのかと、こつたあつたか

るような気もするわけなんです、一体どうなんですか、そのところは。

○政府委員(澤邊守君) 四十六年の法改正の直後に新しく最高限度を決めたのが、その後の情勢からして、牛、豚、馬については低過ぎるという点、われわれも問題点だと思いますので、今後引き上げについて検討してまいりたいということでございます。

○原田立君 ほかから紙が回ってきたんで、うっかり最後のところを聞き損なっちゃったんだけれども、もう一遍答弁してください。

○政府委員(澤邊守君) 四十六年の附帯決議が出ましたときに法律改正が行われたわけでございまして、その改正後に最高限度を改めまして、定めただけでございます。しかし、その後今日まで経過しておりますので、最近の情勢からすると、御指摘のように低過ぎるという点が、牛、豚、馬については見られますので、これの適正額まで引き上げることに検討したい、こういうふうにお答えしておるわけでございます。

○原田立君 局長、大臣、検討をしたいではなく、上げるように努力すると、こういうふうに戻しませんか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これはやはり実勢、現状もあるわけでございますから、手当等につきましては、やはり現状に合うように適正に値上げが行なわれるように努力をいたします。

○原田立君 最後にいたしますが、第六項目に「獣医師の家畜の伝染性疾病予防に果す役割の重要性にかんがみ、特にその農村定着化と待遇の改善に努めること」と、こうありますが、先ほどのお話では、五十無医村のうち四村だけ実手当てをしたと、こういうふうな御返事があったのですが、その点間違いないですか。

○政府委員(澤邊守君) 無獣医村のうち、とりあえず五十年からやりますのは、モデル的に定着事業をやるということで、全国で四カ所について実施することになっております。

○原田立君 五十無医村がどのくらいの畜産県で

あるか、その点は私よく存じないのですけれども、五十もあるうち一割にも満たない四つでは、ちよつと少ないのじやないかという感じを持つのですけれども、五十無医村のうち、いわゆる畜産村は幾つあつて、そのうちの年次計画というのですが、計画はどうなつてゐるのですか。これをお聞きして私の質問は終わりにしたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 無獣医市町村は全国で四十七市町村ございまして、これは全部が全部、畜産振興上無獣医では困るといふ地域ばかりではございませぬけれども、それらのうちでとりあえず四町村について事業をモデル的に実施するわけでございまして、モデル事業については、全体の計画は特に持つておりません。モデル事業の成果を見まして、次に全体的にどのような助成によりまして解消していくかということについては検討したいというふうな考へております。

○委員長(佐藤隆君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

二月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、山村振興法の有効期限延長等に関する請願 (第三〇二号)(第三四三三号)

第三〇二号 昭和五十年二月四日受理

山村振興法の有効期限延長等に関する請願 請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 高橋楯

紹介議員 夏目 忠雄君

国は、山村振興法の有効期限を延長するとともに、拡充強化を内容とする改正を図るよう強く要請する。

理由

現行法は、昭和五十年三月三十一日で失効することになつてゐるが、同法制定以来九年を経過した現在もなお多くの面で立ち遅れてゐる山村地域の

振興を推進することは、国土の均衡ある発展を図る上に極めて重要な国民的課題である。

第三四三三号 昭和五十年二月五日受理

山村振興法の有効期限延長等に関する請願 請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 岩本忠男

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三〇二号と同じである。

三月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は三月十一日)

一、山村振興法の一部を改正する法律案(衆)

(予備審査のための付託は三月十三日)

一、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆)

(予備審査のための付託は同日)

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

第二条第三項中「豚肉」の下に、「牛肉」を加え、「牛肉を除く。」を削る。

第四十条中「又は指定食肉」の下に、「牛肉を除く。」を加え、「こえて」を「超えて」に、「代る」を「代わる」に改める。

第四十一条中「こえて」を「超えて」に改め、「政令で定める食肉」の下に「及び輸入に係る牛肉」を加え、「次条まで」を「この項、次条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業団は、前項本文に規定する場合のほか、その保管する牛肉を、指定食肉たる牛肉(当該家

畜を含む)の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、当該家畜の生産及び当該牛肉の消費の安定を図ることを旨として農林大臣が指示する方針に従つて、政令で定めるところにより中央卸売市場において売り渡すことができる。ただし、中央卸売市場において売り渡すことが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第四十二条の二を削る。

第四十三条中「若しくは前条第一項を削り、同条第三号中「又は前条第一項」を削り、同条第四号中「又は前条第一項」を削り、「行なわれた」を行われた」に改める。

第四十四条中「指定食肉又は輸入に係る牛肉」を「又は指定食肉」に改める。

附則第十條中「第四十一条並びに第四十二条の二第一項」を並びに第四十一条に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行に伴う安定価格の決定に関する手続は、この法律の施行前においても行うことができる。

3 この法律の施行の日の属する会計年度の指定食肉たる牛肉の安定価格の決定については、第三条第一項中「毎会計年度、当該年度の開始前に」とあるのは、「畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年法律第号)の施行後速やかに」とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第四十一条、第四十二条、

第四十三條、第四十四條を「第四十一條第一項、第四十二條から第四十四條まで」に改める。

山村振興法の一部を改正する法律案

山村振興法の一部を改正する法律

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一條中「この法律は、山村における」を「この法律は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が」、「整備等が」を「整備等について」、「あわせて」を「併せて」に改める。

第三條第三号中「あわせて」を「併せて」に改め、同條第四号中「害害」の下に「林野火災」を加え、同條第五号中「整備」の下に「医療の確保、集落の整備」を加える。

第六條第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同條第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第七條第一項中「意見をきいて」を「意見を聴いて」に改め、同條第二項中「農林大臣を通じて」を削り、同條第三項中「行なう」を「行う」に改める。
第八條第一項中「農林大臣を通じて」を削り、同條第二項中「山村振興対策審議会の意見をきくとともに」を削る。

第九條第一項中「かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて」を削る。

第十一條を第十六條とし、第十條の次に次の五條を加える。

(基幹道路の整備)

第十一條 振興山村における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道路(振興山村とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道路を含む。)で政令で定める関係行政機関の長がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するもの(以下この条において「基幹道路」という。)の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わつてその権限を行うものとする。この場合において、都道府県が代わつて行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行う。

3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下この条において「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道路とみなす。

5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百十二号)以下この条において「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合以下この条において「国の負担割合」という。)がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項

の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(住宅金融公庫からの資金の貸付け)
第十二條 住宅金融公庫は、山村振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画のつとつて振興山村の住民が行う住宅の建設又は住宅の建設に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)
第十三條 農林漁業金融公庫は、振興山村において農業(畜産業を含む。)林業又は漁業を営む者に對し、その者が農林省令で定めるところにより作成した農林漁業経営改善計画であつて農林省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

第十四條 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に關し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健婦の配置等の事業が実施されるよう努めなければならない。

(地域文化の保存)
第十五條 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた演劇、音楽、工芸技術その他の文化的遺産を保存するため、適切な措置が講ぜられるよう努めなければならない。

附則第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

1 この法律は、公布の日から起算して第十條の次に五條を加える改正規定中第十一條に係る部分は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。
第二十一條の二第二項中「公庫は」の下に「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)に基づき山村振興計画又は」を、「のつとつて」の下に「振興山村の住民又は」を加え、「附随を」付随に、「すえおき期間」を「据置期間」に改める。

3 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。
第十八條第三項中「近代化」の下に「若しくは振興山村」を加える。
別表第一中別表第一を「別表第一(第十八條第一十八條の三関係)」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十八條関係)」に改め、同表の第九号中「過疎地域対策緊急措置法」を「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十三條又は過疎地域対策緊急措置法」に改める。

本案施行に要する経費としては、平年度約四十二億円の見込みである。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費

律案

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の推移によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりの減免額は約三百十三万円である。

農林水産委員会會議録第三号中正誤

べ少 段 行 誤 正

二 三 務め 努め

四 はん白質 たん白質

第四号中正誤

べ少 段 行 誤 正

一 一 内山 一郎君 山内 一郎君

六 九 人 これに これの

七 一 下足 不足

九 三 間まない 間もない

二 三 見ると 見ると

三 二 いるとと いると

三 一 説明員 政府委員

第五号中正誤

べ少 段 行 誤 正

四 一 三 やあ まあ

毛 一 末 訓路 釧路

三 三 七 いきたい おきたい